

入国／出国システム(EES)規則(EU) 2017/2226
[参考訳・改訂版]

2019 年 3 月 21 日
明治大学法学部教授
丸 橋 透

Regulation (EU) 2017/2226 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2017 establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third-country nationals crossing the external borders of the Member States and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement and Regulations (EC) No 767/2008 and (EU) No 1077/2011(OJ L 327, 9.12.2017, p. 20–82)のテキスト(英語版)に基づく参考訳を法と情報雑誌第 3 巻第 3 号(2018 年 3 月)に掲載したものを改訂した。

規則のテキストは、下記の Eur-lex の Web サイトにある。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R2226>
[2019 年 3 月 21 日確認]

規則(EU) 2017/2226 は ETIAS 規則(EU)2018/1240 により改正されているので、本改訂版では、その改正部分(64 条 5 項)と誤植の訂正(corrigendum)を反映している。非公式の統合溶け込み版(consolidated version)が 2018 年 9 月 10 日付で公開されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02017R2226-20181009>
[2019 年 3 月 21 日確認]

規則(EU) 2017/2226 の実装行為として既に以下の委員会実装決定が有効である。

[ELIはすべて 2019 年 3 月 21 日確認]

Commission Implementing Decision (EU) 2018/1548 of 15 October 2018 laying down measures for the establishment of the list of persons identified as overstayers in the Entry-Exit System (EES) and the procedure to make that list available to Member States C/2018/6665 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2018/1548/oj)

Commission Implementing Decision (EU) 2018/1547 of 15 October 2018 laying down the specifications for the connection of the central access points to the Entry/Exit System (EES) and for a technical solution to facilitate the collection of data by Member States for the purpose of generating statistics on the access to the EES data for law enforcement purposes C/2018/6629 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2018/1547/oj)

Commission Implementing Decision (EU) 2019/328 of 25 February 2019 laying down measures for keeping and accessing the logs in the Entry/Exit System (EES) C/2019/1250 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2019/328/oj)

Commission Implementing Decision (EU) 2019/326 of 25 February 2019 laying down measures for entering the data in the Entry/Exit System (EES) C/2019/1210 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2019/326/oj)

Commission Implementing Decision (EU) 2019/327 of 25 February 2019 laying down measures for accessing the data in the Entry/Exit System (EES) C/2019/1220 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2019/327/oj)

Commission Implementing Decision (EU) 2019/329 of 25 February 2019 laying down the specifications for the quality, resolution and use of fingerprints and facial image for biometric verification and identification in the Entry/Exit System (EES) C/2019/1280 (ELI: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2019/329/oj)

上記を含む欧州委員会による本規則の実装決定の採択にあたり、いわゆるコミトロジーにおける審議を担当する構成国代表からなるコミッティ(committee)は、Smart Borders Committeeである。同コミッティは EES と ETIAS についての実装行為を精力的に審議している。

欧州委員会のコミトロジーレジスターのウェブページにおいてコミッティの審議記録を検索することができる。

<http://ec.europa.eu/transparency/regcomitology/index.cfm>

この翻訳は、あくまでも私訳としての参考訳である。この参考訳に訳注は無い。

本参考訳には、夏井教授との意見交換の結果が反映されている。

(訳語等)

この改訂にあたり、ETIAS 規則(EU)2018/1240 の参考訳(本号掲載)と訳語をできるだけ合わせ、誤訳を改めた。

たとえば、規則(EU)2017/2226 の表題にある external border を「域外国境」としていたものを「対外国境」に、travel document など travel を「渡航」としていたものを「旅行」に、refusal of entry など入国に関して refusal を「拒絶」から「拒否」に、territory を「領域」としていたのを「領土」に改めた

(法と情報雑誌に掲載済の関連法令の翻訳)

ETIAS 規則 2018/1240 の参考訳の冒頭を参照されたい。

**構成国の対外国境を通過する第三国国民の入国及び出国のデータ及び
入国拒否のデータを登録する入国／出国システム(EES)を構築し、
法執行目的の EES へのアクセス要件を決定し、
シェンゲン協定を実装する条約並びに
規則(EC) No767/2008 及び規則(EU) No 1077/2011 を改正する
欧州議会及び理事会の 2017 年 11 月 30 日付規則(EU) 2017/2226**

欧州議会及び欧州連合の理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 77 条第 2 項第 b 号及び第 d 号及び第 87 条第 2 項第 a 号に鑑み、

欧州委員会の提案に鑑み、

法律案草案を各構成国の議会に送付した後、

欧州経済社会委員会の意見⁽¹⁾に鑑み、

地域委員会に諮問した後、

通常立法手続きに従い立法作業をして⁽²⁾、

前文：

- (1) 委員会は、その「欧州連合における国境管理の次の段階に備えて」と題する 2008 年 2 月 13 日付の通知により、連合の統合国境管理戦略の一部として、短期滞在を許された第三国国民の入国及び出国の時間と場所を電子的に記録し、彼らの許可された滞在期間を計算する入国／出国システム(EES)を構築する必要性の概要を説明した。
- (2) 2008 年 6 月 19 日及び 20 日の欧州理事会は、連合の統合国境管理戦略の進展について対外国境の管理を向上させる最新技術のより良い利用を含み作業を継続することの重要性を強調した。
- (3) 委員会は、その 2009 年 6 月 10 日付の「市民に奉仕する自由、域内治安及び法務の領域」と題する通知において、構成国の領土へのアクセスのより効果的な管理を確保するために対外国境において構成国の当該領域への入国及び、そこからの出国を記録する電

¹ OJ C 487, 28.12.2016, p. 66.

² Position of the European Parliament of 25 October 2017 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 20 November 2017.

子的システムの構築を主張した。

- (4) 2011年6月23日及び24日付の欧州理事会は、「賢い国境」についての作業を急速に進ませるよう求めた。2011年10月25日、委員会は「賢い国境 ― 選択肢及びこの先を見据えて」と題する通知を公表した。
- (5) 欧州理事会は、その2014年6月に採択した戦略的ガイドラインにおいて、域内の国境統制無しに人々が旅行することを許容するシェンゲン圏及び連合に旅行する人々の数の増大は、強力な保護を確保するために連合の共通対外国境の効率的な管理を要することを強調した。それは、連合はその処分権を有する全ての道具を動かして構成国のその職務を支援すること及び、そのため、就中、入国／出国システムにより、かつ大規模ITシステムのための新たな局(eu-LISA)により支援される、経費的に効率的な方法で賢い国境管理を確保するため対外国境の統合国境管理が近代化されるべきであることも強調した。
- (6) 委員会は、その2015年5月13日付の「移住に関する欧州の課題」と題する通知において第三国国民の全ての国境を通過する動きの記録を創生することにより、非正規の移住との闘いを強化し、比例性を完全に尊重すると同時に、国境通過の効率性を増大させ、第三国の「善良な(bona fide)」旅行者の大部分の国境通過を円滑化するための「賢い国境」施策の新たな段階が来ることを書き留めた。
- (7) 対外国境の管理を更に向上させる観点、かつ特に、構成国の領土上における許可された滞在に関する法令の遵守を検証するために、構成国の領土に短期滞在のために許可された第三国国民の入国と出国の時間と場所を電子的に登録し、当該許可された滞在期間を計算する EES が構築されるべきである。それは、第三国国民の旅券に証印を押捺する義務に替えるべきであり、全ての構成国に適用される。
- (8) EES の技術的アーキテクチャ、その運用と利用に関する規則、他の情報システムとの相互運用性だけではなく、EES の目的、EES に投入されるデータの種類、当該データが利用される目的、投入の基準、当該データへのアクセスを授権された職務権限ある機関、データ処理及び個人データの保護に関する更なる規範を規定する必要がある。EES に関する責任も定義する必要がある。
- (9) EES は構成国の領土での短期滞在を許可された第三国国民に適用されるべきである。それは、短期滞在のための入国が拒否された第三国国民にも適用されるべきである。
- (10) EES はシェンゲン協定(Schengen acquis)が完全に適用されている構成国の対外国境において運用されるべきである。未だシェンゲン協定を完全に適用していない構成国は、EES の運用開始までに、それを完全に適用することが望まれる。しかしながら、EES の運用開

始までに域内国境の統制の解除が達成できない場合、シェンゲン協定を完全に適用していない構成国によるEESの運用の要件を規定し、統制が解除されていない域内国境におけるEESの運用と利用についての条項を規定することが必要である。

EESの運用要件については、シェンゲン協定を完全には適用していないが適用されるシェンゲン評価手続きに従って検証作業が成功裏に完了しており、理事会決定2004/512/EC⁽¹⁾により構築された査証情報システム(VIS)への受動的アクセス権がEESの運用目的で既に付与され、欧州議会及び理事会規則(EC) No 1987/2006⁽²⁾により構築されたシェンゲン情報システム(SIS)に関連するシェンゲン協定の条項が関連する加盟協定に従って既に有効である構成国の対外国境において運用されるべきである。そのような要件を満たしている構成国によるEESの運用と利用の規定については、EESは、構成国の全ての統制が完全には解除されていない域内国境において運用されるべきである。しかしながら、EESのセキュリティレベル及び適切な稼働に影響することなく、かつ欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399⁽³⁾上のその他の国境統制義務を害することなく、そのような国境における国境検問手続きの影響を最小化するため、そのような国境におけるEESの運用に関する特別な規定が適用されるべきである。

- (11) 本規則の目的上、第三国国民の構成国領域における滞在許可の期間は、適用されるシェンゲン協定から決定される。
- (12) EESに自動化計算機構が搭載されるべきである。当該自動化計算機構は、EESを運用する構成国の領土内の滞在の通算の制限期間がいかなる180日間中の90日間であるような計算を装備すべきである。許可された滞在期間のいかなる延長も、構成国の領土への第三国国民のさらなる入国において当該通算制限計算の目的で加算される(勘定に入れる)べきである。EESを未だ運用していない構成国の領土での滞在は、第三国国民の旅行文書に押捺された証印を基に別途計算されるべきである。
- (13) 自動化計算機構は、いかなる180日間における通算滞在期間の起源である90日間を遵守しているかどうか検証する目的及び、シェンゲン短期滞在査証の有効期間を検証する目的で、シェンゲン協定を完全には適用していないがEESを運用している構成国の領土上の滞在期間のみを勘定に入れるべきである。自動化計算機構は、シェンゲン協定を完

¹ Visa 情報システム(VIS)を設置する2004年6月8日の理事会決定2004/512/EC (OJ L 213, 15.6.2004, p. 5).

² 第2世代シェンゲン情報システム(SIS II)の構築、運用及び利用に関する欧州議会及び理事会の2006年12月20日の規則(EC) No 1987/2006 (OJ L 381, 28.12.2006, p. 4)

³ 国境を越える人の移動を規律する規範に関する欧州連合法に関する欧州議会及び理事会の2016年3月9日の規則(EU) 2016/399 (シェンゲンボーダーコード) (OJ L 77, 23.3.2016, p. 1)

全には適用していないが EES を運用している構成国により発行された当該国内限定短期滞在査証により許可された滞在期間を計算すべきでは無い。シェンゲン短期滞在査証により許可された滞在期間を計算するとき、自動化計算機構はシェンゲン協定を完全には適用していないが EES を運用している構成国の領土内の滞在を勘定に入れるべきでは無い。

い。

- (14) EES の開発と運用の責任及び EES への接続についての構成国の責任について精緻な規範が規定されるべきである。欧州議会と理事会の規則(EU) No 1077/2011 ⁽¹⁾により設立された自由、域内治安及び法務の領域における欧州の大規模情報システムの運用管理局が、当該規則に従い中央集中型の EES の開発と運用管理に責任を持つべきである。規則(EU) No 1077/2011 はしたがって、そのように改正されるべきである。
- (15) EES の目的は、対外国境の管理を向上させ、非正規の移住を防止し、移住の流れの管理を円滑化することである。EES は、特に、かつ関係があるときには、構成国の領土上の許可された滞在の期間の要件を充足しておらず、又はもはや充足しない人物の識別特定に寄与すべきである。加えて、EES は、テロリスト行為及び他の重大犯罪行為の防止、検知及び捜査に寄与すべきである。
- (16) EES は、生体特徴及び英数字のデータのコンピュータ化された中央データベースを運用する中央システム(EES 中央システム)、各構成国の全構成国統一インターフェイス、EES 中央システムと中央査証情報システム(VIS 中央システム)間の安全な通信チャネル及び EES 中央システム及び全構成国統一インターフェイス間の安全かつ暗号化された通信インフラで構成されるべきである。各構成国は安全な方法でその国境に関する国内インフラを全構成国統一インターフェイスに接続すべきである。統計と報告の生成を可能にするために、データ保管庫が中央レベルで構築されるべきである。第三国国民が、いついかなる時点でも残存する滞在許可を検証することを可能にするため、ウェブサービスが開発されるべきである。当該ウェブサービスは、輸送事業者が、1 回又は 2 回の入国のために発行されたシェンゲン短期滞在査証を保有している第三国国民が彼らの査証で許可されている入国回数を既に使ったかどうかを検証することも可能にすべきである。関連する利害関係者が、当該ウェブサービスの開発段階で意見聴取されるべきである。当該ウェブサービスへの輸送事業者のアクセスのための技術仕様を確立するに際して、搭乗者の旅行と輸送事業者への影響は可能な限り限定すべきである。この目的で、関係するシステムの適切な統合が考慮されるべきである。

¹ 自由、域内治安及び法務の領域における大規模 IT システムの業務運営管理のための欧州局を設置する欧州議会及び理事会の 2011 年 10 月 25 日の規則(EU) No 1077/2011 (OJ L 286, 1.11.2011, p.1)

- (17) EESを利用している国境当局に、入国／出国記録又は入国拒否記録を生成、更新するために査証関係のデータを読み出すために VIS に照会することを可能とするため、EES が運用されている国境において国境当局が査証の有効性及び査証所持者の同一性を指紋により直接 VIS を検索することにより検証することを可能とするため、そして指紋を利用することにより査証免除の第三国国民の身元を検証することを可能とするために、VIS 中央システム及び EES 中央システム間の直接の通信チャネルの方法で EES 及び VIS 間で相互運用性が確立されるべきである。査証申請を審査し、それらの申請に関係する決定をし、査証が無効とされ取り消され又は延長された場合に、査証当局が EES 中の査証に関するデータを更新することを可能にする目的で、VIS を利用している国境当局及び査証当局が VIS から直接 EES を照会することも相互運用性が可能にすべきである。したがって、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 767/2008¹⁾はそのように改正されるべきである。VIS からの査証関係データの読み出し、それらの EES への実装及び EES 中のデータの VIS からの更新は、関連する機関により関連する運用が一旦開始されれば、自動的なプロセスであるべきである。EES 及び VIS 間の相互運用性が確立されるとき目的限定原則は尊重されるべきである。
- (18) 本規則は、構成国のどの機関が、EES の特定の目的のため、かつ彼らの職務を実行するのに必要な範囲でデータを入力し、修正し、消去し、または参照するために EES へのアクセス権を持つことを許可され得るのか明記すべきである。
- (19) EES データのいかなる処理も、追求される目的に比例的であり、かつ職務権限を有する機関の職務の実行のために必要であるべきである。EES を利用するとき、職務権限を有する機関は、そのデータが要求された人物の人間の尊厳及び人格が尊重されることを確保し、人物を、その姓別、人種、肌色、民族又は社会的出自、遺伝的特徴、言語、宗教又は信条、政治的又は他のいかなる意見、国内の少数民族の構成員であること、財産、誕生、障がい、年齢又は性的指向を理由として差別してはならない。
- (20) EES は英数字データと生体特徴データを対外国境の管理を向上させ、非正規の移民を防止し、移住の流れの管理を円滑化することを主たる目的として記録し処理すべきである。さらに、それは、本規則に規定されている要件の下のみにおいて、テロリスト行為及びその他の重大犯罪行為の防止、検知及び捜査に寄与するために、個人の EES データにアクセスすることも可能にすべきである。生体特徴の利用は、旅行者のプライバシーに対する影響にも関わらず、2つの理由で正当化される。第一、生体特徴は、非正規移民に共通の

¹ Visa 情報システム(VIS)及び構成国間における短期滞在 visa のデータ交換に関する欧州議会及び理事会の 2008 年 7 月 9 日の規則(EC) No 767/2008 (VIS 規則)(OJ L 243, 15.9.2009, p. 1).

状況である、旅行文書又はその他いかなる本人識別特定手段も保有していない構成国の領土にいる第三国国民を識別特定するための信頼できる手段である。第二に、生体特徴は、善意の旅行者の入国及び出国データのより信頼できる照合を可能にする。指紋データとの組み合わせによる顔画像の利用は、個人識別特定の正確性の観点で同じ結果を可能にする一方、記録されるのに必要な指紋の数の合計を削減することを可能にする。

- (21) 査証免除の第三国国民当り4指の指紋は、もし物理的に可能であれば、正確な検証と個人識別特定を可能にし、その結果当該第三国国民が既に他の身分情報又はその他の旅行書類により登録済でないことを確保しつつ、EESの目的がいかなる状況においても達成されることを確保するために十分なデータが利用可能であることを保障するためにEESに登録されるべきである。査証を保有する第三国国民の指紋はVISに対して照合されるべきである。査証免除及び査証保有の双方の第三国国民の顔画像はEESに登録されるべきである。指紋又は顔画像は、EESに以前に登録済の第三国国民の個人識別情報を検証するための生体特徴の識別子として、彼らの個人別ファイルが削除済で無い期間内で、利用されるべきである。各国境通過地点の特殊性及び異なる種類の国境を考慮に入れるため、各国の機関は、各国境通過地点において指紋又は顔画像のいずれが、必要な検証を実行するための主たる生体特徴識別子として利用されるべきかを確立すべきである。
- (22) テロリスト行為及びその他の重大犯罪行為との闘いにおいては、指定された機関が、もし彼らが彼らの職務を遂行するのであれば、最も更新された情報を有することが必要である。法執行目的のVISデータへのアクセスは、既に、暴力的に死亡した人々を個人識別すること、又は人身の売買、テロリズム又は違法薬物の密売に関係する事件において捜査官が大幅な進展をするのを援助することで、その有用性を証明済である。欧州議会及び理事会の指令(EU) 2017/541⁽¹⁾に指定されているテロリスト行為又は理事会枠組み決定2002/584/JHA⁽²⁾に指定されているその他の重大犯罪行為を防止し、検知し及び捜査するためにはEESデータへのアクセスは必要である。第三国国民が彼又は彼女の文書を破壊してしまった場合、及び指定された機関が指紋又は顔画像の利用を通じて犯罪を捜査しており、人物の識別特定を確立しようと欲している場合の双方においてEESデータを個人識別特定の検証ツールとして利用するのが可能であるべきである。そのようなデータを、罪

¹ テロリズムとの闘いに関する、並びに、理事会枠組み決定2002/475/JHAを廃止し、理事会決定2005/671/JHAを改正する欧州議会及び理事会の2017年5月15日の指令(EU) 2017/541 (OJ L 88, 31.3.2017, p.6)

² 欧州逮捕令状及び構成国間の引渡し手続に関する2002年6月13日の理事会枠組み決定2002/584/JHA (OJ L 190, 18.7.2002, p.1)

を既に犯していること又は犯罪の被害者であることを疑われている人物の移動経路を追跡することにより、証拠を構築するためのツールとして利用することも可能であるべきである。EES データは、構成国の指定された機関及び欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2016/794⁽¹⁾により設置された欧州連合法執行協力局 ('Europol')により、本規則に規定された要件及び制限に従い、利用可能とすべきである。

テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の目的のための EES へのアクセスの要件は、構成国の指定された機関が、被疑者が多重の身分情報を利用している事件に取り組む余地を残すものであるべきである。この目的で、EES にアクセスする前に関連するデータベースに照会している最中に「ヒット」が得られたとき、EES へのアクセスは禁止されるべきではない。法執行目的で、かつテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為を防止し、検知し、捜査するためには、EES のデータベースへの検索は、もし公共の治安に対する決定的な懸念がある場合には比例的とみなされるべきである。いかなる検索も行使される権利利益に照らして、十分に正当化され、比例的でなければならない。

- (23) テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査に責任を負う、指定された機関であって欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2016/680⁽²⁾とともに本規則の全ての条項が適用されることを構成国が保証でき、それらの条項の正しい適用が、指令 Directive (EU) 2016/680により設置される監督機関を含む職務権限を有する機関により検証できるもののみが、EES データへの照会をする権限を与えられるべきである。
- (24) Europol は国境を跨る犯罪捜査の分野における構成国の機関間の協力に関して、連合全域の犯罪防止を支援すること、分析を実施すること及び、捜査を遂行することを通じて重要な役割を果たす。したがって、Europol もその職務の枠組みの範囲内かつ規則(EU) 2016/794 に従い EES へのアクセス権限を有すべきである。欧州データ保護監督官は Europol によるデータ処理を監視し、適用されるデータ保護法令の完全な遵守を確保すべきである。
- (25) テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査目的での EES へのアク

¹ 欧州連合法執行協力局 (Europol) に関する、並びに、理事会決定 2009/371/JHA、理事会決定 2009/934/JHA、理事会決定 2009/935/JHA、理事会決定 2009/936/JHA 及び理事会決定 2009/968/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 5 月 11 日の規則 (EU) 2016/794 (OJ L 135, 24.5.2016, p.53)

² 犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、並びに、理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の指令 (EU) 2016/680 (OJ L 119, 4.5.2016, p.89)

セスは、個人の私的生活の尊重を受け、及びその個人データが EES により処理される人物の個人データの保護を受ける基本権への介入を構成する。いかなるそのような介入も、法に従わねばならず、当該法は、個人が自らの行動を律するのに十分な精緻さをもって作成され、個人を恣意性から守り、かつ職務権限を有する機関に与えられた裁量の範囲及び当該裁量権を行使する方法を十分な明確さをもって示さなければならない。さらに、これらの基本権へのいかなる介入も、民主的社会において、正当かつ比例的な利益を保護するのに必要な範囲に限定されなければならない、かつ 達成しようとする正当な目的に比例的でなければならない。

- (26) 犯罪現場で発見される可能性のある指紋痕跡(「潜在指紋」)に基づくデータの比較は、警察協力の分野において基本的なものである。加害者または被害者が EES に登録されている可能性があると思ふ合理的な根拠がある場合には、潜在指紋と EES に記録保存されている指紋データとを比較する可能性は、構成国の指定された機関にとって、例えば、犯行現場での唯一の証拠が潜在的な指紋で構成されている場合には、テロリスト行為またはその他の重大犯罪を防止し、検知し又は捜査するために必要である。
- (27) それを経由して EES データへの個別アクセス要請がなされる中央連絡部局だけでなく、構成国の職務権限を有する機関を指定すること、及び指定された機関内の、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の特定の目的のためにそのようなアクセスを要請することを認められている業務ユニットのリストを保持することが必要である。
- (28) EES データへの個別アクセス要請は指定された機関内の業務ユニットから中央連絡部局になされるべきであり、十分に正当化されるべきである。EES データへの個別アクセス要請をすることが許可された指定された当局内の業務ユニットは、検証する機関として行為してはならない。中央連絡部局は国内法により公共の職務権限を行使するものとして委任された機関または法人であるべきであり、その品質及び担当人員数の観点で各案件において EES への個別アクセス要請のための要件が満たされているかどうかを効果的に検証することができるべきである。中央連絡部局は、指定された当局とは独立して行為すべきであり、独立した方法で、本規則に規定されたアクセスの要件の厳格な遵守を確保する責任を負うべきである。テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為に関係する特定かつ現実の脅威に対応するために早期のアクセスが必要な緊急の場合、中央連絡部局は当該要請を直ちに処理し、事後に検証することができるべきである。
- (29) 個人データを保護し、機械的検索を排除するため、EES データの処理は、特別な案件で、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の目的に必要な場合にのみなされるべきである。指定された当局及び Europol は EES へのアクセスを彼らがそのようなアクセスが、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為を防止、検知又は捜査するに

あたり彼らを実質的に助ける情報を提供すると信ずる合理的な根拠があるときのみ要請すべきである。

- (30) 加えて、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の未知の被疑者、加害者又は被害者を識別特定する目的でのEESへのアクセスは、構成国の国内データベースの検索が既に実行され、かつ理事会決定 2008/615/JHA⁽¹⁾に基づくその他の全ての構成国の自動化指紋識別特定システムへの検索が完全に実行されるか、又は、当該検索が開始されてから2日以内に完全には実行できていない、という条件でのみ許容されるべきである。
- (31) 個人データの効率的な比較及び交換の目的で、構成国は、既に有効な個人データの交換に関する連合法、特に指令 2008/615/JHA だけではなく既存の国際協定を完全に実装し、利用すべきである。
- (32) EESに記録保存されている個人データはデータが処理された目的に厳格に必要な期間を超えて保持されるべきではない。許可された滞在の期間を遵守した第三国国民に関するEES中のデータは、国境管理目的で3年の期間、当該期間中に第三国国民がEESに再登録する必要性を回避するため、保持すれば十分である。この3年間のデータ保持期間は頻繁な再登録の必要性を削減し、全ての旅行者にとって、平均の国境通過時間及び国境通過地点における待ち時間が減るので、利益があるであろう。構成国の領土に一度のみ入国する旅行者にとってさえ、既にEESに登録されている他の旅行者がこの3年間のデータ保持期間の満了前には再登録する必要が無いという事実は、国境通過地点の待ち時間を減らすであろう。この3年間のデータ保持期間は、自動化されかつセルフサービスのシステムを利用することも含め国境通過を円滑化しかつ迅速にするのにも必要である。短期滞在のための入国を拒否された第三国国民に対して3年間のデータ保持期間を設定するのも適切である。欧州議会及び理事会の指令 2004/38/EC⁽²⁾が適用される連合の市民の家族の一員である第三国国民又は指令 2004/38/EC に従い支障のない移動の権利を有するが居住者カード又は理事会規則(EC) No 1030/2002⁽³⁾に基づく居住許可を保有していない第三国国民に対しては、各入国／出国の記録の組を構成国の領土からの当該記録に紐づけされた出国の日から最長1年間記録保存するのが適切である。関

¹ 特にテロリズム及び国境を越える犯罪との闘いにおける国境を越える協力の拡大に関する2008年6月23日の理事会決定 2008/615/JHA (OJ L 210, 6.8.2008, p. 1)

² 欧州連合市民及びその家族の諸構成国の領土内において自由に移動し居住する権利に関する、規則 (EEC) No 1612/68を改正し、指令 64/221/EEC、指令 68/360/EEC、指令 72/194/EEC、指令 73/148/EEC、指令 75/34/EEC、指令 75/35/EEC、指令 90/364/EEC、指令 90/365/EEC 及び指令 93/96/EEC を廃止する欧州議会及び理事会の2004年4月29日の指令 2004/38/EC (OJ L 158, 30.4.2004, p. 77)

³ 第三国国民の居住許可証の統一フォーマットを定める2002年6月13日の理事会規則(EC) No 1030/2002 (OJ L 157, 15.6.2002, p. 1)

連するデータ保持期間の満了次第、データは自動的に消去されるべきである。

- (33) 許可された滞在期間内に構成国の領土から出国しなかった第三国国民に関連するデータは、個人識別特定及び送還手続きを支援するため5年間保持することが必要である。これらのデータは、それらをより早く消去すべき理由が無い限り、当該5年間の期間後自動的に消去されるべきである。

国境警備官が、旅行者が構成国の領土に入国するのを許可する前に規則(EU) 2016/399により要求される必要なリスク分析を行う余地を与えるため、滞在が許可された期間を遵守した第三国国民及び短期滞在のための入国が拒否された第三国国民の個人データは3年間保持することが、そして、許可された滞在期間内に出国しなかった第三国国民の個人データは5年間保持することが必要である。領事館での査証申請の処理には、以前の査証の使用や滞在要件が尊重されているかどうかを審査するために、申請者の旅行履歴を分析する必要がある。旅券の(入出国の証印の)押捺の廃止は、EESへの照会により埋め合わされることとなる。EESで利用可能な旅行履歴は、従って、査証発行目的に十分な期間を包含すべきである。

- (34) 国境におけるリスク分析をするとき、及び査証申請を処理するとき、過去第三国国民が彼らの許可された最長の滞在期間を超過したかどうか判定するために、第三国国民の旅行履歴は検査されるべきである。このように、構成国の領土を許可された滞在期間内に出国しなかった第三国国民の個人データは、滞在許可期間を遵守した第三国国民及び短期滞在のための入国が拒否された第三国国民の個人データの保持期間に比較してより長期間の5年間保持することが必要である。
- (35) 本規則の違反から生じる構成国の損害賠償責任に関する規範は規定されるべきである。
- (36) 本規則に規定されているより特別な個人データ処理のための規範を害することなく、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679¹⁾は、本規則の適用上、構成国による個人データの処理に対し、当該処理が指定された機関又は構成国の中央連絡部局によりテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の目的で実行されない限り、適用さ

¹ 個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU) 2016/679(一般データ保護規則)(OJ L 119, 4.5.2016, p.1)

れるべきである。

- (37) 本規則に規定されているより特別な個人データ処理のための規範を害することなく、指令 (EU) 2016/680 に従って採択された国内の法、規則及び行政的法令(政省令)が、構成国の職務権限を有する機関によりテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の目的で本規則に従いなされた個人データの処理に、適用されるべきである。
- (38) 欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001¹⁾が、連合の機関又は組織が、EES の運用管理に責任を持って彼らの職務を遂行するとき、その活動に適用されるべきである。
- (39) 本規則に従い構成国が取得した個人データは、いかなる第三国、国際機関又は連合の内又は外で設立された民間組織(private entity)に対して移転又は利用可能にすべきではない。当該規範の例外として、しかしながら、そのような個人データを第三国又は国際機関に移転することは、第三国国民の個人識別特定を、彼又は彼女の送還に関して支援するために、当該移転が厳格な要件に従い、個々の事件において必要である場合、可能にすべきである。規則 (EU) 2016/679 に従った実装行為の手段による十分性決定、又は当該規則に従い、移転が対象となる適切な安全防護措置が無い場合、当該規則にいう公共の利益の重要な理由にとって必要である場合のみ、送還目的で、EES データを第三国又は国際機関に例外的に移転することを可能にすべきである。
- (40) テロリスト行為に関連する差し迫った危険があるか、または重大犯罪行為に関連して人の生命への差し迫った危険がある緊急の例外的な場合には、この規則に従って構成国が取得した個人情報や個人データを第三国に移転することも可能にすべきである。人の生命への差し迫った危険は、重大な人身傷害、人身臓器や組織の不正取引、誘拐、違法拘束と人質に取ること、子どもの性的搾取と児童ポルノ、強姦など、当該人物に対してなされた重大犯罪行為から生じる危険を包含すると理解されるべきである。そのようなデータは、情報を要請する第三国により保有されている入国／出国記録に関する情報が、EES を運用している構成国に相互提供されることが確保されている場合にのみ、第三国に移転されるべきである。本規則に基づいて EES にアクセスした指定された機関の構成国の職務権限を有する機関が、EES データを EES を運用していない構成国、及び本規則が適用されない構成国に対して移転できるようにすべきである。そのような情報の提供は、正当に動機付けられた要請によるべきであり、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査に必要な場合に限定されるべきである。EES を運用する構成国は、要請する構成国により保持される入国／出国記録についての情報の EES を運用する構成国に対して相互の提供

¹ 欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理と関連する個人の保護並びにそのデータの支障のない移動に関する欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001 (OJ L 8, 12.1.2001, p.1)

が確保されるときのみそのような情報が提供されることを可能とするべきである。指令 (EU) 2016/680 は、EES から取得されたデータのその後の全ての取扱いに適用される。

- (41) 各構成国では、規則(EU) 2016/679 に従い設立された監督機関が、構成国による個人データの処理の合法性を監視すべきであり、一方、欧州データ保護監督官が、連合の機関及び組織の個人データの処理に関する行為を監視すべきである。欧州データ保護監督官及び各国の監督機関は EES の監視において相互に協力すべきである。
- (42) 各構成国では、指令(EU) 2016/680 に従い設立された監督機関が、構成国による法執行目的の個人データの処理の合法性を監視すべきである。
- (43) 規則(EU) 2016/679 にしたがって提供される情報の提供に加えて、EES にそのデータを記録されることになる第三国国民は、それらのデータの記録に関して適切な情報を提供されるべきである。この情報は構成国によりリーフレット、ポスター又はその他適切な電子的手段を含む適切な手段により、文書として提供されるべきである。
- (44) 本規則の適用の効果的な監視を確保するために、本規則は規則的な間隔で評価されるべきである。
- (45) 構成国は、本規則の条項の侵害に適用される罰則についての規則を規定し、それらが実装されることを確保すべきである。
- (46) 本規則の実装のための統一的要件を確保するため、委員会に実装権限が与えられるべきである。これらの権限は欧州議会と理事会の規則(EU) No 182/2011¹⁾に従って行使されるべきである。
- (47) 本規則の目的、すなわち EES の構築及びデータの利用のための共通の義務、要件及び手続の創設は構成国により十分には達成し得ず、むしろその立法の規模及び影響を理由として、連合レベルでより良く達成し得るので、欧州連合条約(TEU)第 5 条に規定されているとおり、連合が補完性の原則に従い措置を採択することができる。当該条項に規定されているとおり、比例性の原則に従い、本規則はそれらの目的を達成するために必要とされる範囲を超えることは無い。
- (48) EES の運用開始から、1985 年 6 月 14 日付のベネルックス経済連合政府、ドイツ連邦共和

¹ 欧州委員会の実装権限の行使の構成国による管理のための仕組みに関する規則及び基本原則を定める欧州議会及び理事会の 2011 年 2 月 16 日の規則(EU) No 182/2011 (OJ L 55, 28.2.2011, p.13)

国及びフランス共和国間の彼らの共通国境における検問の段階的廃止に関するシェンゲン協定を実装する条約⁽¹⁾(「シェンゲン協定を実装する条約」)は、構成国間の2国間協定及び査証免除の第三国国民のいかなる180日間中の90日を超える許可された滞在期間に関して改正されるべきである。EESの全体的評価に、委員会は構成国の二者間契約による利用の評価を含むべきである。委員会が、その最初の評価報告書において、当該二者間協定を段階的に廃止し、及びそれらを連合の法令に置き換えるという観点での選択肢を含めることを可能とすべきである。

- (49) EESの見積られた費用は、欧州議会と理事会の規則(EU) No 515/2014⁽²⁾により「賢い国境」について割り当てられた予算よりも少ないものである。したがって、本規則の採択後、委員会は規則(EU) No 515/2014に規定された委任立法(delegated act)の手法により、対外国境を跨る移住の流れの管理を支援するITシステムの開発に現在計上されている金額を再配分すべきである。
- (50) 本規則は指令2004/38/ECの適用を害するものではない。
- (51) TEU及び欧州連合の機能に関する条約に附属するデンマークの地位に関する議定書第22号の第1条及び第2条に従い、デンマークは、この規則の採択に参加せず、この規則によって拘束されることがなく、または、この規則に服さない。この規則がシェンゲン協定(Schengen acquis)上に築かれることに鑑み、デンマークは、同議定書の第4条に従い、理事会がこの決定を定めた後6か月以内に、その国内法でこの規則を実装するか否かを決定する。
- (52) 理事会決定2000/365/EC⁽³⁾に従い、この規則は、英国が参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する;それゆえ、英国は、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (53) 理事会決定2002/192/EC⁽⁴⁾に従い、この規則は、アイルランドが参加しないシェンゲン協

¹ OJ L 239, 22.9.2000, p. 19.

² 域内治安基金の一部として対外国境及び査証のための資金支援のための手段を定め、決定 No 574/2007/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2014年4月16日の規則(EU) No 515/2014(OJ L 150, 20.5.2014, p.143)

³ シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の要求に関する2000年5月29日の理事会決定2000/365/EC(OJ L 131, 1.6.2000, p.43)

⁴ シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのアイルランドの要求に関する2002年2月28日の理事会決定2002/192/EC(OJ L 64, 7.3.2002, p.20)

定の条項の発展を構成する;それゆえ、アイルランドは、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。

- (54) アイスランド及びノルウェーに関しては、この規則は、欧州連合の理事会並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結されたシェンゲン協定の実装、適用及び発展への後者の参加に関する協定⁽¹⁾の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 1999/437/EC⁽²⁾の第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (55) スイスに関しては、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定⁽³⁾の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2008/146/EC⁽⁴⁾の第3条及び理事会決定⁽⁵⁾第3条を重疊的に適用して読み替えられる理事会決定 1999/437/EC の第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (56) リヒテンシュタインに関しては、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の参加に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書⁽⁶⁾の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2011/350/EU⁽⁷⁾の第3条及び理事会決定 2011/349/EU⁽⁸⁾の第3条を重疊的に適

¹ OJ L 176, 10.7.1999, p. 36.

² シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関して欧州連合並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定の適用のための一定の覚書に関する 1999 年 5 月 17 日の理事会決定 1999/437/EC (OJ L 176, 10.7.1999, p.31)

³ OJ L 53, 27.2.2008, p. 52.

⁴ シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定の、欧州共同体の代理としての締結に関する 2008 年 1 月 28 日の理事会決定 2008/146/EC (OJ L 53, 27.2.2008, p.1)

⁵ シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定の、欧州連合の代理としての締結に関する 2008 年 1 月 28 日の理事会決定 2008/149/JHA (OJ L 53, 27.2.2008, p.50)

⁶ OJ L 160, 18.6.2011, p. 21.

⁷ 域内国境における検問の廃止及び人の移動に関し、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の加入に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書の、欧州連合の代理としての締結に関する 2011 年 3 月 7 日の理事会決定 2011/350/EU (OJ L 160, 18.6.2011, p.19)

⁸ とりわけ刑事における司法共助及び警察共助に関し、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の加入に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書の、欧州連

用して読み替えられる理事会決定 1999/437/EC の第1条のAに示す領域の範囲内にある。

- (57) キプロス、ブルガリア、ルーマニア及びクロアチアに関しては、SIS 及び VIS と関連する本規則の条項は、理事会規則 2010/365/EU⁽¹⁾、(EU) 2017/733⁽²⁾及び (EU) 2017/1908⁽³⁾を重疊的に適用した上で、それぞれ、2003 年参加法の第3条第2項、2005 年参加法の第4条第2項及び 2011 年参加法の第4条第2項の意味におけるシェンゲン協定上に築かれた条項、または、それ以外のシェンゲン協定に関連性をもつ条項を構成する。

加えて、EES の運用は、VIS への受動的なアクセス権限を付与すること及び SIS に関連するシェンゲン協定の全ての条項を発効させることを必要とする。それらの要件は、適用されるシェンゲン評価手続きに従った検証が成功裏に完了して初めて満たされる。したがって、それらの要件を EES の運用開始までに満たした構成国のみにより EES は運用されるべきである。当初の運用開始から EES を運用していない構成国は、すべてのそれらの要件が満たされ次第、本規則に規定した手続きに従い EES に接続されるべきである。

- (58) 欧州データ保護監督官は規則(EC) No 45/2001 第28条第2項に従い諮問され、2016 年9月21日に意見書を提出した。
- (59) 本規則は EES へのアクセスに対する必要な安全防護措置だけではなく、EES へのアクセスに関する厳格な規範を定立する。それは個人のアクセス、訂正、完全性、消去及び救済の権利、特に司法救済を受ける権利及び公共の独立した機関による処理の運用に対する監督も規定する。本規則はしたがって基本権を尊重し、欧州連合基本権憲章により認められている原則、特に人間の尊厳への権利、奴隷制度及び強制労働の禁止、自由と安全への権利、私的および家族生活の尊重、個人データの保護、差別されない権利、子どもの権利、高齢者の権利、障害者の(社会への)統合、効果的な救済と公平な裁判を受ける権利を遵守している。
- (60) 本規則は、1967 年1月31日付のニューヨーク議定書により補足された 1951 年7月28日

合の代理としての締結に関する 2011 年3月7日の理事会決定 2011/349/EU (OJ L 160, 18.6.2011, p.19)

¹ シェンゲン協定のシェンゲン情報システムに関する条項のブルガリア共和国及びルーマニアへの適用に関する 2010 年6月29日の理事会決定 2010/365/EU (OJ L 166, 1.7.2010, p. 17).

² シェンゲン協定のシェンゲン情報システムに関する条項のクロアチア共和国における適用に関する 2017 年4月25日の理事会決定 2017/733/EU (OJ L 108, 26.4.2017, p. 31).

³ シェンゲン協定の VISA 情報システムに関連する一定の条項をブルガリア共和国及びルーマニアにおいて有効とすることについての 2017 年10月12日の理事会決定(EU) 2017/1908 (OJ L 269, 19.10.2017, p. 39).

の難民の地位に関するジュネーブ条約から生じた義務を害するものではない。

本規則を採択した：

第I章 一般規定

第1条 対象事項

1. この規則は、次のための「入国／出国システム」(EES)を構築する：
 - (a) EES が運用されている構成国の国境を通過する第三国国民の入国及び出国の年月日、時刻、場所を記録すること及び保存；
 - (b) そのような第三国国民の許可された滞在の期間の計算；
 - (c) 許可された滞在が満了したときの構成国への警報の生成；及び
 - (d) 入国を拒否した構成国の機関及びその拒否理由だけではなく、その短期滞在のための入国が拒否された第三国国民の入国拒否の年月日、時刻、場所を記録すること及び保存。
2. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知、及び捜査の目的で、この規則は構成国の指定した機関及び Europol が EES への照会のためのアクセス権を取得できる要件も規定する。

第2条 適用範囲

1. この規則は、次の者に適用する：
 - (a) 構成国の領土に短期滞在のために入国許可された第三国国民であって、EES が運用されている国境を通過するときに規則(EU) 2016/399 に従い国境検問に服する者；及び
 - (b) 構成国の領土への入国及びそこからの出国にあたり、第三国国民であって：
 - (i) 指令 2004/38/EC が適用される連合の市民又は、連合及びその構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を享受する第三国の国民の家族の一員であり；かつ

- (ii) 2004/38/EC に基づき居住カード、または理事会規則(EC) No 1030/2002⁽¹⁾に基づく居住許可を保有していない者。
2. この規則は、規則(EU) 2016/399 第 14 条に従い短期滞在のための構成国への入国が拒否された第三国国民にも適用される:
3. この規則は、次には適用されない:
- (a) 指令 2004/38/EC が適用される連合の市民の家族の一員である第三国国民であって、当該連合の市民に帯同しているか、合流するかに関わらず、当該指令に基づき居住カードを所持している者;
 - (b) 第三国の国民の家族の一員である第三国国民であって、当該第三国の国民に帯同しているか、合流するかに関わらず、次の場合:
 - (i) 当該第三国の国民が、連合及びその構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を享受しており;かつ
 - (ii) 当該第三国国民が指令 2004/38/EC に基づき居住カード、または理事会規則(EC) No 1030/2002 に基づき居住許可書を所持している。
 - (c) この項の 第 a 号及び第 b 号で包含されている者以外の規則(EU) 2016/399 第 2 条第 16 号にいう居住許可書の所持者
 - (d) 欧州議会及び理事会の指令 2014/66/EU⁽²⁾又は欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/801⁽³⁾に従い、移動の権利を行使している第三国の国民;
 - (e) 長期滞在査証の所持者;
 - (f) アンドラ、モナコ及びサンマリノの国民並びにヴァチカン市国又は法皇聖座により発行された旅券の所持者;

¹ Council Regulation (EC) No 1030/2002 of 13 June 2002 laying down a uniform format for residence permits for third-country nationals (OJ L 157, 15.6.2002, p. 1).

² Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra- corporate transfer (OJ L 157, 27.5.2014, p. 1).

³ Directive (EU) 2016/801 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, training, voluntary service, pupil exchange schemes or educational projects and au pairing (OJ L 132, 21.5.2016, p. 21).

- (g) 規則(EU) 2016/399 第 6a 条第 3 項第 g 号にいう国境検問を免除されているか又は国境検問に関して特別な規則の恩恵を受けている者若しくは一定種類の者
 - (h) 規則(EU) 2016/399 第 6a 条第 3 項第 h 号、第 i 号、第 j 号及び第 k 号にいう者又は一定種類の者
4. 許可された滞在の期間の計算及び、許可された滞在が満了したときの構成国への警報の生成に関するこの規則の条項は、次の第三国国民には適用されない:
- (a) 指令 2004/38/EC が適用される連合の市民の家族の一員又は連合及びその構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を享受している第三国の国民;かつ
 - (b) 指令 2004/38/EC に基づき居住カード、又は指令(EC) No 1030/2002 に基づき居住許可書を所持していない。

第3条 定義

1. この規則の目的上、次の定義が適用される:
- (1) 「対外国境」は、規則(EU) 2016/399 第 2 条第 2 号に定義されている対外国境を意味する;
 - (2) 「域内国境」は、規則(EU) 2016/399 第 2 条第1号に定義されている域内国境を意味する;
 - (3) 「国境当局」は、国内法に従い任命された、規則(EU) 2016/399 第 2 条第 11 号に定義されている国境検問を遂行する国境警備隊を意味する;
 - (4) 「移民当局」は、国内法に従い次の 1 又はそれ以上に責任を負う職務権限を有する機関を意味する:
 - (a) 構成国の領土内で、構成国の領土への入国又は領域上の滞在の要件が充足されているかどうかを審査すること;
 - (b) 構成国の領土上の第三国国民の居住の要件を検査し、欧州議会及び理事会の指

令 2013/32/EU⁽¹⁾第2条第f号に定義された「決定する機関」を構成しない限りにおいて、それに関連する決定をし、及び関連する場合、理事会決定(EC) No 377/2004⁽²⁾に従い助言を提供すること;

- (c) 第三国国民の出身地である第三国又は中継地への送還。
- (5) 「査証当局」は規則(EC) No 767/2008 第4条第3号に定義された査証当局を意味する;
- (6) 「第三国国民」は TFEU 第20条第1項の意味の範囲において、連合の市民では無い者を意味し、連合及びその構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を共有する者を例外とする;
- (7) 「旅行文書」は所持者に対外国境を通過することを授権する、旅券又はその他の同等文書であって査証が付され得るものを意味する;
- (8) 「短期滞在」は (EU) 2016/399 第6条第1項にいうその期間がいかなる 180 日間においても 90 日を超えない構成国の領土上の滞在を意味する;
- (9) 「短期滞在査証」は欧州議会と理事会の規則 No 810/2009⁽³⁾第2条第2項第a号に定義された査証を意味する。
- (10) 「国内限定短期滞在査証」は、シェンゲン協定を完全には適用していない構成国が発行した、当該構成国の領土上の予定滞在の期間がいかなる 180 日間においても 90 日を超えない許可証を意味する。
- (11) 「許可された滞在(期間)」は第三国国民が合法に滞在することを許可された適用される法令に従って入国日から計算される確実な日数を意味する。
- (12) 「責任構成国」は EES にデータを投入した構成国を意味する;
- (13) 「検証」は申告された身元(情報)の有効性(つまり同一性)を判定するためにデータセットどうしを比較する(1 対 1 照合)過程を意味する。
- (14) 「個人識別特定」は複数のデータセットに対してデータベースを検索すること(1 対多照合)

¹ 国際的な保護の付与及び取消しのための共通の手続に関する欧州議会及び理事会の 2013 年 6 月 26 日の指令 2013/32/EU (OJ L 180, 29.6.2013, p.60)

² 移民連絡官ネットワークの創設に関する 2004 年 2 月 19 日の理事会規則(EC) No 377/2004 (OJ L 64, 2.3.2004, p.1)

³ Visa 情報システム(VIS)及び構成国間における短期滞在 visa のデータ交換に関する欧州議会及び理事会の 2008 年 7 月 9 日の規則(EC) No 767/2008 (VIS 規則)(OJ L 243, 15.9.2009, p. 1).

を通じた人物の身元を決定する過程を意味する。

- (15) 英数字データは文字、数字、特別文字、空白及び句読点で表されるデータを意味する。
- (16) 「指紋データ」は右手にある場合右手の、そうではない場合左手の人差し指、中指、薬指及び小指の 4 指紋に関係するデータを意味する。
- (17) 「顔画像」は顔のデジタル画像を意味する。
- (18) 「生体特徴データ」は指紋データ及び顔画像を意味する。
- (19) 「超過滞在者」は彼又は彼女の許可された構成国の領土内の短期滞在の期間に関する要件を充足しないか、もはや充足していない第三国民を意味する。
- (20) 「eu-LISA」は規則(EU) No 1077/2011 により設立された欧州連合内の自由、域内治安及び法務の領域における大規模情報システムの業務運営管理のための欧州局を意味する。
- (21) 「監督機関」は、規則(EU) 2016/679 第 51 条第 1 項に従って設立された監督機関及び指令(EU) 2016/680 第 41 条第 1 項に従って設立された監督機関を意味する。
- (22) 「EES データ」は、第 14 条及び第 16 条から第 20 条に従って EES 中央システムに記録保存される全てのデータを意味する。
- (23) 「法執行」はテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査を意味する。
- (24) 「テロリスト行為」は、指令(EU) 2017/541 にいう侵害行為の一つに相当する又は同等の国内法上の侵害行為を意味する。
- (25) 「重大犯罪行為」は、国内法の下、長期 3 年以上の自由剥奪または拘束命令によって処罰され得る場合、枠組み決定 2002/584/JHA 第 2 条第 2 項にいう侵害行為に相当する又は同等の侵害行為を意味する。
- (26) 「指定された当局」は第 29 条に基づき構成国によりテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知、又は捜査に責任を負うと指定された機関を意味する。
- (27) 「セルフサービスシステム」は規則(EU) 2016/399 第 2 条 23 号に定義されたセルフサービスシステムを意味する。
- (28) 「電子ゲート」は規則(EU) 2016/399 第 2 条 24 号に定義された電子ゲートを意味する。
- (29) 「登録失敗率」は不十分な品質の生体特徴の登録による記録の割合を意味する。
- (30) 「偽陽性識別特定率(FPIR)」は生体特徴検索中に検問された旅行者に属しない照合成功

結果が返された割合を意味する

(31) 「偽陰性識別特定率(FNIR)」は旅行者の生体特徴データが登録されているにも関わらず生体特徴検索中に照合を失敗した割合を意味する。

2. 指令(EU)2016/679第4条に定義された用語は、構成国の機関により処理された個人データがこの規則の第6条第1項に規定された目的で処理される限りにおいてこの規則中も同じ意味を持つ。

3. 指令(EU)2016/680第3条に定義された用語は、構成国の機関により処理された個人データがこの規則の第6条第2項に規定された目的で処理される限りにおいてこの規則中も同じ意味を持つ。

第4条 EES が運用されている国境及びそれらの国境における EES の利用

1. EESは対外国境において運用されるものとする。

2. シェンゲン協定を完全に適用する構成国は、シェンゲン協定を未だ完全には適用していない構成国との域内国境においてEESを導入しなければならない。

3. シェンゲン協定を完全に適用する構成国及びシェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国は、シェンゲン協定を未だ完全には適用しておらず、EESも運用していない構成国との域内国境においてEESを導入しなければならない。

4. シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国は、規則(EU)2016/399第2条第1項b号及びc号に定義された域内国境においてEESを運用しなければならない。

5. 第23条第2項第3及び第4副項及び第27条からの逸脱により、シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用する構成国は、シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用する構成国との域内の陸上国境において生体特徴照合機能無しにEESを運用しなければならない。これらの域内国境において、第三国国民がEESに登録されていない場合、当該第三国国民の個別ファイルは生体特徴データを記録せずに生成されるものとする。生体特徴データはEESが生体特徴照合機能を伴い運用されている次の国境通過地点において追加されなければならない。

第5条 EESの準備

eu-LISA は EES を開発し、EES の適切な(十分な)安全性だけではなく、第16条第1項第d号及び第17条第1項第b号及び第c号にいう生体特徴データを処理する機能を含みその運用管理を確保しなければならない。

第6条 EESの目的

1. EES にデータを記録し保存することにより、かつ構成国にそのようなデータへのアクセス権を供与することにより、EES の目的は、次の通り：
 - (a) 短期滞在の許可を受けた第三国国民の入国及び出国時に許可された滞在の期間を計算し監視することにより国境検問の効率性を向上し；
 - (b) 構成国の領土への入国又は領域上の短期滞在の要件を充足せず又はもはや充足していない第三国国民の識別特定を支援し；
 - (c) 超過滞在者の識別特定及び検知の余地を与え、構成国の職務権限を有する機関が適切な措置を講じることを可能にし；
 - (d) EES 中の入国拒否(記録)が電子的に検索できる余地を与え；
 - (e) 第三国国民の国境検問の自動化を可能にし；
 - (f) 査証当局が以前の査証の合法的利用についての情報にアクセス権限を持つことを可能にし；
 - (g) 第三国国民に彼らの滞在許可の期間を知らせ；
 - (h) 超過滞在のリスク評価を向上させ、証拠に基づく連合の移住政策策定を支援するために、第三国国民の入出国、入国拒否及び超過滞在についての統計を集め；
 - (i) 身分詐称及び旅行文書の不正利用 (misuse)と闘うことである。
2. 指定された当局にこの規則に規定する要件に従いアクセス権を付与することにより、EES の目的は、次の通り：
 - (a) テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知及び捜査に貢献し；
 - (b) テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為に関連する、これらの犯罪の加害者、被疑者及

び被害者であって対外国境を通過済みの者の識別特定を含み、捜査の情報を生成することを可能にすることである。

3. EES は、関連する場合、次をすることにより、構成国が第三国国民の国境通過を円滑化するために規則(EU) 2016/399 第 8d 条に従い導入した彼らの(入出国)円滑化プログラムを運用するのを支援する:

- (a) 規則(EU) 2016/399 第 8d 条にいう各国の職務権限を有する機関が、円滑化プログラムへの参加(access)のための申請の審査及びこの規則の第 25 条にいう決定の採択の目的で、以前の短期滞在又は入国の拒否に関する情報へのアクセス権を持つことを可能にし、
- (b) 円滑化プログラムに対して参加が認められたことを国境当局に通知すること。

第 7 条 EES の技術アーキテクチャ

1. EES は、次から構成されるものとする:

- (a) 中央システム(EES 中央システム);
- (b) 安全な方法での EES 中央システムの各構成国内の国境インフラに対する接続を可能にする、共通の技術仕様に基づきかつ全ての構成国で同一の各構成国内の全構成国統一インターフェイス(NUI);
- (c) EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全な通信チャネル;
- (d) EES 中央システムと NUI 間の安全かつ暗号化された通信インフラ;
- (e) 第 13 条にいうウェブサービス;
- (f) 第 63 条第 2 項にいう中央レベルで設置されたデータ保管庫

2. EES 中央システムは eu-LISA によって、その技術サイトにホストされるものとする。それは、第 37 条第 3 項に基づく可用性、品質及び速度の要件に従いこの規則に規定する機能を提供しなければならない。

3. 委員会決定 2008/602/EC¹⁾を害することなく、EES の通信インフラの一定のハードウェア及びソフトウェア構成要素は、(理事会 VIS)決定 2004/512/EC 第 1 条第 2 項にいう VIS の通信インフラと共用されるものとする。VIS データ及び EES データの理論的分離は確保されなければならない。

第 8 条 VIS との相互運用性

1. eu-LISA は EES と VIS 間の相互運用性を可能にするため EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全な通信チャネルを導入しなければならない。EES と VIS 間の直接の照会はこの規則及び規則(EC) No 767/2008 の双方に規定されている場合のみ可能にしなければならない。該当する運用が、関連する機関により一旦開始されれば、VIS からの査証関係データの読み出し、それらの EES へのインポート及び 当該 VIS からのデータの EES 内の更新は自動化されたプロセスになるものとする。
2. 相互運用性は、次を実行するために EES を利用している国境当局が EES から VIS に照会をすることを可能にする:
 - (a) 査証所持者の EES 内の入国／出国記録又は入国拒否の記録の生成又は更新をするために、この規則の第 14 条、第 16 条及び第 18 条及び規則(EC) No 767/2008 第 18a 条に従い直接 VIS から査証関係データを読み出し、それを EES にインポートし;
 - (b) 査証が無効とされ、取り消され又は延長された場合に、本規則第 19 条及び規則(EC) No 767/2008 の第 13 条、第 14 条及び第 18a 条に従い入国／出国記録を更新するために直接 VIS から査証関係データを読み出し、それを EES にインポートし;
 - (c) この規則第 23 条及び規則(EC) No 767/2008 第 18 条第 2 項に基づき関連する査証の真正性及び有効性又は規則(EU) 2016/399 第 6 条に従って構成国の領土に入国するための要件が充足されているかどうかを検証し;
 - (d) EES が運用されている国境において査証免除の第三国国民が以前この規則第 23 条及び規則(EC) No 767/2008 第 19a 条に従い VIS 内に登録されているかどうかを検証し;及び
 - (e) 指紋を利用して査証所持者の同一性が検証されている場合、EES が運用されている国境

¹ 開発段階における 物理的アーキテクチャ並びに国内インターフェイス及び中央 VIS と国内インターフェイス間の通信インフラの要件を規定する 2008 年 6 月 17 日の委員会決定 2008/602/EC (OJ L 194, 23.7.2008, p. 3).

において、この規則第 23 条及び規則(EC) No 767/2008 第 18 条第 6 項に従って査証所持者の指紋と VIS に記録されている指紋とを比較することにより査証所持者の同一性を検証する。

3. 相互運用性は、VIS を利用している査証当局が、次を実行するために VIS から EES に照会することを可能にする：
 - (a) この規則第 24 条及び規則(EC) No 767/2008 第 15 条第 4 項に従い査証申請を審査し、及びそれらの申請に関係する決定を採択し；
 - (b) シェンゲン協定を未だ完全には適用していないが EES を運用している構成国にとって、国内限定短期滞在査証申請を審査し、及びそれらの申請に関係する決定を採択し；
 - (c) 査証が無効とされ、取り消され又は延長された場合に、本規則第 19 条及び規則(EC) No 767/2008 の第 13 条、第 14 条及び第 18a 条に従い査証に関係する入国／出国記録中のデータを更新する。
4. 第 13 条にいう EES ウェブサービスの運用上、第 13 条第 5 項にいう別なリードオンリーのデータベースが VIS データの最小限の必要なサブセットの片方向の抽出をすることにより VIS によって日次更新されなければならない。

第 9 条 データを入力し、修正し、消去し、照会するための EES へのアクセス権限

1. 第 14 条及び第 16 条から第 20 条にいうデータを入力し、修正し、消去し、照会するための EES へのアクセス権限は、各構成国の職務権限を有する国家機関の第 23 条から第 35 条に規定される目的に適任の正当に許可された職員に排他的に留保されなければならない。当該アクセス権限は、これらの目的に従い、これらの国家機関の職務の遂行に必要な範囲に限定されるものとし、かつ追求される目的に比例的でなければならない。
2. 各構成国は、職務権限を有する国家機関を指定するものとし、本規則の目的上、それらは国境当局、査証当局及び移民当局とする。職務権限を有する国家機関の正当に許可された職員がデータを入力し、修正し、消去し、照会するためのアクセス権限を持つこととする。各構成国は、eu-LISA に対して遅滞なくこれらの職務権限を有する国家機関のリストを通知しなければならない。当該リストは、何の目的で各機関が EES に記録保存されたデータへのアクセス権限を持つのかを特定しなければならない。
3. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知及び捜査のために EES データに

照会又はアクセスする権限を有する機関は第IV章に従い指定されるものとする。

第 10 条 一般的原則

1. EES へのアクセスを許可された各職務権限を有する機関は、EES の利用が必要であり、適切であり比例的であることを確保しなければならない。
2. 各職務権限を有する機関は、生体特徴データの取り込みを含む EES の利用が、人権と基本的自由の保護のための条約、欧州連合基本権憲章及び子どもの権利に関する国連条約に規定された安全保護措置に従うよう確保しなければならない。特に、子どものデータを取り込むとき、子どもの最善の利益が第一の考慮要素でなければならない。

第 11 条 自動化計算機構及び第三国国民への残余の滞在許可期間の通知義務

1. EES は、EES に登録された第三国国民にとって滞在許可の最長期間を示す自動化計算機構を包含するものとする。

当該自動化計算機構は、次の第三国国民には適用されないものとする：

- (a) 指令 2004/38/EC が適用される連合の市民又は構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を享受する第三国の国民の家族の一員；
 - (b) 指令 2004/38/EC に基づく居住カード、又は規則(EC) No 1030/2002 に基づく居住許可証を所持していない者。
2. 自動化計算機構は、職務権限を有する機関に対して次を通知するものとする。：
- (a) 入国に際して、第三国国民の許可された滞在の最長期間及び 1 又は 2 回の入国につき発行された短期滞在査証の許可された入国回数が費消済みであるかどうか；
 - (b) 構成国の領土内で実行された検査又は検証の最中、第三国国民の残余の滞在許可期間又は滞在超過期間；
 - (c) 出国に際して、第三国国民の超過滞在
 - (d) 短期滞在査証申請について審査し決定するとき、企図された入国日に基づく最長の残余の滞在許可の期間。

3. 国境当局は、規則(EU) 2016/399 第 8 条第 9 項に従い査証により許可されている入国回数及び滞在の長さを勘定に入れた滞在許可の最長期間を第三国国民に通知しなければならない。当該情報は国境警備隊員により、国境検問の最中に提供されるか、この規則第 13 条第 1 項及び第 2 項にいうウェブサービスに第三国国民が照会するのを可能にする国境通過地点に設置された機器の手段により提供されなければならない。
4. 短期滞在査証又は国内限定短期滞在査証に基づく査証要件に服してシェンゲン協定を完全には適用していないが EES を運用している構成国に滞在している第三国国民に対しては、自動化計算機構は短期滞在査証又は国内限定短期滞在査証に基づく滞在許可期間を示さないものとする。

第一副項にいう事案では、自動化計算機構は、次のみを検証するものとする。:

- (a) いかなる 180 日においても 90 日間という総日数制限の遵守;及び
- (b) 短期滞在査証については、当該査証の有効期間の遵守。

5. 1 回又は 2 回の入国のために発行された短期滞在査証を所持している第三国国民が当該短期滞在査証で許可されている入国回数を既に費消済であるかを検証する目的で、自動化計算機構はシェンゲン協定を完全に適用している構成国の領土への入国のみ勘定に入れるものとする。当該検証は、しかしながら、シェンゲン協定を未だ完全には適用していないが EES を運用している構成国の領土への入国において実行されてはならない。
6. 自動化計算機構は、規則(EC) No 810/2009 第 25 条第 1 項第 b 号に基づき発行された領域の有効性が制限された短期滞在査証に基づく短期滞在にも適用されるものとする。その場合、自動化計算機構は、関連する第三国国民の累積の滞在期間がいかなる 180 日間の 90 日を超えるかどうかに関わらず当該査証で定義された滞在許可期間のみを勘定に入れるものとする。

第 12 条 情報機構

1. EES はどの入国／出国記録が滞在許可期間の満了日の直後に出国データを有していないかを自動的に特定し、許可された滞在の最長期間が超過した記録を自動的に特定する機構を含むものとする。

2. 理事会規則(EC) No 693/2003¹⁾にしたがい発行された有効な円滑化された通過文書(FTD)に基づき国境を通過した第三国国民については、EES はどの入国／出国記録が滞在許可期間の満了時刻の直後に出国データを有していないかを自動的に特定し、許可された滞在最長期間を超過した記録を自動的に特定する機構を含むものとする。
3. 超過滞在者と特定された全ての人物の第 16 条及び第 17 条にいうデータを含む EES により生成されたリストが、第 9 条第 2 項にしたがって指定された職務権限を有する国内機関に対して、これらの機関が適切な措置を講じることを可能とするために、利用可能にされるべきである。

第 13 条 ウェブサービス

1. 第三国国民がいかなる瞬間にも残余の滞在許可期間を確認することを可能にするため、eu-LISA によりその技術的サイトにホストされたウェブサービスへの安全なインターネットアクセスが、第三国国民により、第 16 条第 1 項第 b 号に基づき要求されるデータを、彼らの意図する入国又は出国の日又はその両方とともに提供することを許容するものとする。その前提で、当該ウェブサービスは、第三国国民に対して残余の滞在許可期間に関する情報だけではなく、オーケー／オーケーでない旨の応答を提供しなければならない。
2. 第 1 項からの逸脱として、シェンゲン協定を未だ完全には適用していないが EES を運用している構成国での意図された滞在については、当該ウェブサービスは短期滞在査証又は国内限定短期滞在査証に基づく滞在許可期間についての情報を提供しないものとする。

第 1 副項にいう事案については、ウェブサービスは、第三国国民がいかなる 180 日間の 90 日間の総制限日数の遵守を確認し、当該制限の下、残余の滞在許可期間の情報を受領することを可能にしなければならない。この情報は、ウェブサービスへの照会から遡って 180 日間の滞在又は彼らの意図した入国又は出国の日又はその双方について提供されるものとする。

3. シェンゲン協定を実装する条約第 26 条第 1 項第 b 号の義務を充足するために、輸送事業者は 1 回又は 2 回の入国のために発行された短期滞在査証を所持している第三国国民が彼らの査証で許可されている入国回数を費消済かどうかを検証するためにウェブサービスを利用しなければならない。その前提で、ウェブサービスは輸送事業者に OK／OK でない旨の回答を提供しなければならない。適用される法令に従い輸送事業者は送付された情報及び受領

¹⁾ 特定の迅速な通過文書(FTD)、迅速な列車通過文書(FRTD)を導入し、共通の領事手引き及び共通マニュアルを改正する 2003 年 4 月 14 日の理事会決定(EC) No 693/2003 (OJ L 99, 17.4.2003, p. 8).

した回答を記録保存することができる。輸送事業者は許可された職員のみがウェブサービスにアクセスできることを確保するための認証の仕組みを導入しなければならない。OK/OK でない旨の回答を規則(EU) 2016/399 に従った許可又は拒否の決定とみなすことを可能としてはならない。

4. シェンゲン協定を実装する条約第 26 条第 2 項を実装する目的で、又はシェンゲン協定を実装する条約第 26 条から生じた潜在的紛争を解決する目的で、eu-LISA は輸送事業者により実行された全てのデータ処理の動作の履歴記録を保持しなければならない。それらの履歴記録は各運用の日次、探索に使われたデータ、ウェブサービスにより送信されたデータ及び関連する輸送事業者の名称を表示しなければならない。

履歴記録は 2 年間記録保存されなければならない。履歴記録は無権限のアクセスに対して適切な措置により保護されなければならない。

5. ウェブサービスは、EES 及び VIS のデータの最小限必要なサブセットを片方向に抽出し日次で更新される別なリードオンリーのデータベースを利用しなければならない。eu-LISA は、ウェブサービスの安全性、それが収容する個人データの安全性、及び当該個人データを抽出して別なリードオンリーデータベースにする処理のプロセスに責任を負うものとする。

6. ウェブサービスは、1 回又は 2 回の入国のために発効された国内限定短期滞在査証を所持する第三国国民が当該査証により許可された入国回数を既に費消したかどうかを輸送事業者が確認することを可能にしてはならないものとする。

7. 委員会は、ウェブサービスの運用の要件及びウェブサービスに適用されるデータ保護及び安全性の規則に関する詳細な規則に関する実装規則を採択しなければならない。それらの実装規則は第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従い採択されなければならない。

第 II 章 職務権限を有する機関によるデータの投入と利用

第 14 条 EES にデータを投入する手続き

1. 国境当局は第 23 条に従い、第三国国民の身分確認情報だけではなく、第三国国民の以前の個別ファイルが EES に生成済であるかを検証しなければならない。第三国国民がデータの事前登録のため、又は国境検問のためのセルフサービスシステムを利用した場合、検証はセルフサービスシステムを通じて行われなければならない。

2. 第三国国民のための以前の個別ファイルが生成済の場合、国境当局は、必要な場合：
 - (a) 個別ファイル、特に第 16 条第 17 条及び第 18 条にいうデータを、適用される場合、更新し、そして
 - (b) 各入国の各入国記録及び各出国の各出国記録を第 16 条及び第 17 条に従い、又は、適用される場合には、第 18 条に従い入国拒否記録を投入しなければならない。

本項の第 1 副項第 b 号にいう記録は、該当する第三国国民の個別ファイルに紐づけされなければならない。

適用される場合には、第 19 条第 1 項第 2 項第 4 項及び第 5 項にいうデータが該当する第三国国民の入国／出国記録に追加されなければならない。第三国国民によって正当に利用されている旅行文書及び個人識別特定情報が第三国国民の入国／出国記録に追加されなければならない。

以前の個別ファイルが記録されており、第三国国民が有効な、以前記録されたものと異なる旅行文書を提示した場合、第 16 条第 1 項第 d 号及び第 17 条第 1 項第 b 号にいうデータも第 15 条に従い更新されなければならない。

3. 査証所持者の入国／出国記録を投入又は更新するのが必要な場合、国境当局は、本規則第 16 条第 2 項第 c 号ないし第 f 号に規定するデータを本規則第 8 条及び規則(EC) No 767/2008 第 18a 条に従い VIS から読み出し EES にインポートすることができる。
4. EES 中に第三国の以前の登録が無い場合、第 16 条第 1 項及び第 6 項、第 17 条第 1 項並びに第 18 条第 1 項にいうデータを、適用される場合、投入することにより、国境当局は当該第三国国民の個別ファイルを生成しなければならない。
5. 第三国国民がデータの事前登録のセルフサービスシステムを利用する場合、規則(EU) 2016/399 第 8a 条が適用されるものとする。その場合、第三国国民は個別ファイルデータを事前登録するか、または、適用される場合、更新される必要がある入国／出国記録にあるデータを事前登録しなければならない。規則(EU) 2016/399 に従い入国の許可又は入国の拒否の決定が既になされているときデータは国境当局により確認されなければならない。本規則第 16 条第 2 項第 c 号ないし第 f 号に列挙されているデータは VIS から読み出され EES にインポートされることができる。
6. 国境検問を実施するためのセルフサービスシステムを第三国国民が利用する場合、規則(EU)2016/399 第 8b 条が適用されるものとする。その場合、本条第 1 項にいう検証は、セルフサ

ービスシステムを通じて実施されなければならない。

7. 第三国国民が対外国境又は統制が未だ解除されていない域内国境を通過するためにイー・ゲイト(e-gate)を利用する場合、規則(EU)2016/399 第 8b 条が適用されるものとする。その場合、対応する入国／出国記録の登録及び当該記録の該当する個別ファイルへの紐づけはそのイー・ゲイトを通じて実施されるものとする。

8. この規則第 20 条及び規則(EU)2016/399 第 12 条第 3 項を害することなく、構成国の Territory にいる第三国国民の短期滞在が居住許可又は長期滞在査証の直後から開始し以前の個別ファイルが生成済で無い場合、当該第三国国民は、この規則第 9 条第 2 項にいう職務権限を有する機関に、この規則第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項及び第 17 条第 1 項にいうデータを投入することにより個別ファイル及び入国／出国記録を生成することを要求することができる。この規則第 16 条第 2 項第 a 号にいうデータに代えて、それらの職務権限を有する機関は、短期滞在の開始日を挿入し、かつこの規則第 16 条第 2 項第 b 号にいうデータに代えて、彼らは、それらのデータを挿入した機関の名称を挿入しなければならない。

第 15 条 第三国国民の顔画像

1. 個別ファイルを生成するか、第 16 条第 1 項第 d 号及び第 17 条第 1 項第 b 号にいう顔画像を更新する必要がある場合、顔画像は、生で撮像される(taken live)なければならない。

2. 第 1 項からの逸脱により、EES 中の生の顔画像の登録のために設定された品質と解像度の仕様が満たされない例外的な場合、顔画像は、電子的機械読み取り可能旅行文書(eMRTD)から抽出することができる。その場合、顔画像は、eMRTD のチップに記録された顔画像が、関連する第三国国民の生の顔画像に対応していることの電子的検証後にのみ個別ファイルに挿入されなければならない。

3. 各構成国は第 2 項の適用についての報告書を 1 年に 1 度委員会に送付しなければならない。当該報告書は直面した例外的事案の説明だけではなく、該当する第三国国民の人数を含まなければならない。

4. 第三国国民の顔画像は自動化生体特徴照合に利用されるのに十分な画像解像度及び品質を有するものとする。

5. EES の運用開始から 2 年以内に、委員会は VIS に記録保存されている顔画像の品質標準及びそれらが VIS に記録保存されている顔画像を国境地点及び構成国の領土内で査証要件に服する第三国国民の識別特定情報の検証のために、当該顔画像を EES に収録することなく利用する観点で、生体特徴照合を可能にするものかどうかに関する報告書を作成しなけれ

ばならない。委員会は、当該報告書を欧州議会及び理事会に送付しなければならない。当該報告書は、委員会が適切と考える場合、この規則、規則(EC) No 767/2008 又はその両方を改正する提案書を含む本項にいう目的での VIS に記録保存されている第三国国民の顔画像の利用についての立法提案書に添付されなければならない。

第16条 査証要件に服する第三国国民の個人データ

1. EESが運用されている国境において、国境当局は、査証要件に服する第三国国民の個別ファイルを次のデータを投入することにより生成しなければならない：

- (a) 姓(ファミリーネーム)；名又は他の名前(ギブンネーム)；誕生日；国籍又は複数の国籍；性別；
- (b) 旅行文書又は複数の文書の種類、番号及び当該旅行文書又は複数の文書の発行国の3文字コード；
- (c) 旅行文書又は複数の文書の有効性の満了日；
- (d) 第15条にいう顔画像。

2. 査証要件に服する第三国国民の EES が運用されている国境における各入国において、次のデータが入国／出国記録に投入されなければならない。

- (a) 入国の日次；
- (b) 入国の国境通過地点及び入国を許可した機関；
- (c) 適用される場合、第三国国民の、彼又は彼女が第三国国民であって次の者であることを示す状況：
 - (i) 指令 2004/38/EC が適用される連合の市民、又は連合及びその構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民のそれと同等の支障のない移動の権利を享受する第三国の国民の家族の一員であり；かつ
 - (ii) 指令 2004/38/EC に基づく居住者カード又は規則(EC) No 1030/2002 に基づく居住許可証を所持していない；
- (d) 適用される場合、発行した構成国の3文字コードを含む短期滞在査証のスティッカ番号、短期滞在査証の種別、当該短期滞在査証で許可された、各入国時に更新されなければ

ならない最長の滞在期間の最終日、及び、短期滞在査証の有効期間の満了日

- (e) 短期滞在査証に基づく最初の入国においては、短期滞在査証スティッカーに示されている短期滞在査証により許可された入国回数及び滞在の期間；
- (f) 適用される場合、規則(EC) No 810/2009 第 25 条第 1 項第 b 号に基づき発行された領域の有効性が限定された短期滞在査証であることを示す情報；
- (g) シェンゲン協定を未だ完全には適用していないが EES を運用している構成国については、適用される場合、第三国国民が入国のために国内限定短期滞在査証を利用したこと。

第一副項にいう入国／出国記録は当該第三国国民の個別ファイルに、当該個別ファイルを生成するときに EES により生成される個別の参照番号により紐づけされるものとする。

3. 査証要件に服する第三国国民の EES が運用されている国境における各出国において、次のデータが入国／出国記録に投入されるものとする。

- (a) 出国の日次；
- (b) 出国の国境通過地点。

最後の入国記録に記録された査証と異なる査証を第三国国民が利用する場合、第 2 項第 d 号ないし g 号に列挙された入国／出国記録のデータはその通り更新されるものとする。

第 1 副項にいう入国／出国記録は第三国国民の個別ファイルに紐づけされるものとする。

4. 許可された滞在期間の満了の日の直後に出国記録が無い場合、入国／出国記録は EES により立てられたフラグにより識別されるものとし、超過滞在者として識別特定された査証要件に服する第三国国民のデータは、第 12 条にいうリストに投入されるものとする。

5. 査証要件に服する第三国国民の入国／出国記録を投入し、又は更新するため、本条第 2 項第 c 号ないし第 f 号に規定するデータは、国境当局により規則(EC) No 767/2008 に従い VIS から読み出され EES にインポートされることができる。

6. 第三国国民が、規則(EU)2016/399 第 8d 条に従い構成国の各国円滑化プログラムの恩恵を受けている場合、該当する構成国は、第三国国民の個別ファイルに該当する構成国の各国円滑化プログラムを特定する通知を挿入しなければならない。

7. 別紙Ⅱに規定する特別条項が有効な FTD に基づき国境を通過する第三国国民に適用さ

れるものとする。

第 17 条 査証免除の第三国国民の個人データ

1. 国境当局は査証免除の第三国国民の個別ファイルを、次を投入することにより生成しなければならない:
 - (a) 第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号に規定するデータ;
 - (b) 第 15 条にいう顔画像
 - (c) ある場合、右手からの指紋データ、そうでない場合相応する左手からの指紋データ;指紋データは自動化生体特徴照合に十分な解像度と品質を有しなければならない。
 - (d) 関連する場合、第 16 条第 6 項に規定するデータ
2. 査証免除の第三国国民については、第 16 条第 2 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号、第 16 条第 3 項第 a 号及び第 b 号及び第 16 条第 4 項が必要な修正を加えて適用されるものとする。
3. 12 歳未満の子どもは指紋を提供する要件から免除されるものとする。
4. 指紋採取が物理的に不可能な人物は指紋を提供する要件から免除されるものとする。
5. しかしながら、物理的不可能性が一時的な性質の場合、当該事実は EES に記録されるものとし、当該人物は指紋を出国時又はその後の入国時に提供することを要求されるものとする。この情報は、一旦指紋が提供されれば EES から削除されるものとする。国境当局は指紋の提供の一時的な不可能性の理由について更なる説明を求める権限を有するものとする。構成国は、指紋採取時に直面した困難性の場合に人物の尊厳を保障する適切な手続きが実施なされることを確保しなければならない。
6. 第 3 項又は第 4 項に基づき関連する人物が指紋を提供する要件から免除された場合、特定のデータフィールドは「適用無」とマークされるものとする。

第 18 条 入国を拒否された第三国国民の個人データ

1. 規則(EU)2016/399 第 14 条及び別紙 V に従い、国境当局により、構成国の領土上の短期滞在のための第三国国民の入国を拒否する決定がなされた場合でかつ当該第三国国民の以前の個別ファイルが EES 内に記録されていない場合、国境当局は個別ファイルを生成し、それに次を入力しなければならない:

- (a) 査証要件に服する第三国国民については、この規則第 16 条第 1 項の英数字データ及び、
び、関連する場合、この規則第 16 条第 6 項にいうデータ；
 - (b) 査証免除の第三国国民については、本規則第 17 条第 1 項に基づき要求されるデータ。
2. 第三国国民が規則(EU)2016/399 の別紙 V 第 B 部の第 B 号、第 D 号又は第 H 号に相
応する理由に基づき入国を拒否された場合で、以前のファイルに当該第三国国民の生体特徴
データが EES 中に記録されていない場合、国境当局は、適切な場合、次のデータだけではなく、
個別ファイルを生成し、この規則第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項にもとづき必要とされる
英数字データを入力しなければならない：
- (a) 査証要件に服する第三国国民については、この規則第 16 条第 1 項第 d 号にいう顔画像；
 - (b) 査証免除の第三国国民については、この規則第 17 条第 1 項第 b 号及び第 c 号に基づき
要求される生体特徴データ；
 - (c) 査証要件に服する第三国国民で VIS に記録されていない者については、この規則第 16
条第 1 項第 d 号にいう顔画像及び第 17 条第 1 項第 c 号にいう指紋データ。
3. 本条第 2 項からの逸脱として、規則(EU)2016/399 の別紙 V 第 B 部第 H 号に相応する理
由が適用され、当該第三国国民の生体特徴データが SIS 警報に記録されている結果入国が拒
否された場合、第三国国民の生体特徴データは EES に記録されないものとする。
4. 規則(EU)2016/399 の別紙 V 第 B 部第 I 号に相応する理由に基づき第三国国民の入国
が拒否され、かつ当該第三国国民の生体特徴データが記録された以前のファイルが無い場合、
生体特徴データは、当該第三国国民が、適切な場合には、公共政策の要素を含み、域内治安
への脅威と見做されたために入国が拒否された場合にのみ EES に投入されるものとする。
5. 規則(EU)2016/399 の別紙 V 第 B 部第 J 号に相応する理由に基づき第三国国民の入国が
拒否された場合、国境当局は、生体特徴情報を追加せずに個別ファイルを生成しなければな
らない。第三国国民が eMRTD を所持していたときには、顔画像は eMRTD から抽出されるもの
とする。
6. 規則(EU)2016/399 の第 14 条及び別紙 V に従い第三国国民の短期滞在のための構成
国の領土への入国を拒否する決定が国境当局によりなされた場合、次のデータは別の入国拒
否記録に投入されるものとする：
- (a) 入国拒否の日次；

- (b) 国境通過地点;
- (c) 入国を拒否した機関
- (d) 規則(EU) 2016/399 別紙 V 第 B 部に従い入国を拒否した理由に相応する号又は複数の号

加えて、査証要件に服す第三国国民については、この規則第 16 条第 2 項第 d 号ないし第 g 号に規定されたデータが入国拒否記録に投入されるものとする。

査証に服する第三国国民の入国拒否記録を生成又は更新するために、この規則第 16 条第 2 項第 d 号、第 e 号、第 f 号に規定されるデータは、職務権限を有する国境当局により規則(EC) No 767/2008 第 18a 条に従い VIS から読み出され、EES にインポートされることができる。

7. 第 6 項に規定する入国拒否記録は該当する第三国国民の個別ファイルに紐づけされるものとする。

第 19 条 短期滞在許可が取り消され、無効とされ又は延長された場合に追加されるデータ

1. 短期滞在若しくは査証の許可を取り消し若しくは無効とするか、又は許可された滞在若しくは査証の期間を延長する決定がなされた場合、そのような決定をなした職務権限を有する機関は直近の関連する入国／出国記録に次のデータを追加しなければならない:

- (a) 短期滞在若しくは査証の許可が取り消され、若しくは無効とされ、又は許可された滞在若しくは査証の期間が延長されたことを示す状況の情報;
- (b) 短期滞在若しくは査証の許可を取り消し若しくは無効とするか、又は許可された滞在若しくは査証の期間を延長した機関の識別情報;
- (c) 短期滞在若しくは査証の許可を取り消し若しくは無効とするか、又は許可された滞在若しくは査証の期間を延長した決定の場所及び日付;
- (d) 適用される場合、発行国の 3 文字コードを含む新たな査証スティッカ番号;
- (e) 適用される場合、許可された滞在の期間の延長期間;
- (f) 適用される場合、許可された滞在又は査証の新たな満了日。

2. シェンゲン協定を実装する条約第20条第2項に従い滞在許可期間が延長された場合、滞在許可期間を延長した職務権限を有する機関は、許可された滞在期間の延長期間に関するデータ、そして、適用される場合、滞在許可期間がシェンゲン協定を実装する条約第20条第b号に従い延長されたことの表示を直近の関係する入国／出国記録に追加しなければならない。
3. 査証を無効とし、取消又は延長する決定がなされた場合、決定した査証当局は、ただちに本条第1項に規定するデータを規則(EC) No 767/2008 第13条及び第14条に従って VIS から読み出し、それらを EES に直接インポートしなければならない。
4. 入国／出国記録は、短期滞在の取消又は無効の理由を示すものとし、それは次のいずれかである:
 - (a) 欧州議会と理事会の指令 2008/115/EC に基づき採択された送還決定⁽¹⁾;
 - (b) 構成国の職務権限を有する機関によりなされた国内法に従ったその他の決定で、結果として、領域への入国又は領域上の滞在の要件を充足せず、又はもはや充足していない第三国国民の送還、追放又は自主的出国となるもの。
5. 入国／出国記録は許可された滞在の期間を延長する理由を示すものとする。
6. 人物が本条第4項にいう決定に基づき構成国の領土から出国し又は退去させられたとき、職務権限を有する機関は第14条第2項に従いそのデータを関連する入国／出国記録の特別な入力枠に投入しなければならない。

第20条 第三国国民が滞在許可の期間の要件を充足していないという推定の反証があった場合に追加されるべきデータ

第22条を害することなく、構成国の領土上にいる第三国国民についての個別ファイルが EES 内に生成されていないか、又はそのような第三国国民についての直近の関連する入国／出国記録が無い場合、職務権限を有する機関は、第三国国民が構成国の領土内での許可された滞在の期間に関する要件を充足していないかもはや充足していないことを推定することができる。

¹ 違法滞在する第三国国民を送還する際の構成国の共通の標準及び手続についての 2008 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 2008/115/EC (OJ L 348, 24.12.2008, p. 98).

本条第 1 項にいう場合、規則(EU) 2016/399 第 12 条が適用され、そして、当該規則第 12 条第 3 項に従い反証された場合、職務権限を有する機関は、次をしなければならない:

- (a) 必要な場合、当該第三国国民の個別ファイルを EES 中に生成する;
- (b) この規則第 16 条及び第 17 条に従い、不足するデータを投入することにより直近の入国／出国記録を更新する;又は
- (c) この規則第 35 条が消去を規定している場合、既存のファイルを消去する。

第 21 条 データの投入が技術的に不可能な場合又は EES の障害の場合のフォールバック手続き

1. EES 中央システムへのデータの投入が技術的に不可能な場合又は EES 中央システムの障害の場合、第 16 条ないし第 20 条にいうデータは一時的に NUI に保存されるものとする。それが可能でない場合、データはローカルに電子的フォーマットで一時的に保存されるものとする。双方の場合、技術的な不可能な状況又は障害が修正され次第、EES 中央システムに投入されるものとする。構成国は適切な措置をとり、必要なインフラ、機器及びリソースを、そのような一時的なローカルの保存がいつでも彼らのいかなる国境通過地点においても実行できることを確保するために配備しなければならない。
2. 規則(EU) 2016/399 の下の国境検問を実施する義務を害することなく、国境当局は、データを EES 中央システム及び NUI の双方に投入することが技術的に不可能であり、かつ電子的フォーマットでローカルにデータを一時的に保存することが技術的に不可能であるという例外的な状況においては、手作業でこの規則第 16 条ないし 20 条にいうデータを、生体特徴データを除き保存するものとし、第三国国民の旅行文書に入国又は出国の証印を押捺しなければならない。当該データは技術的に可能になり次第 EES 中央システムに投入されるものとする。

本項の第一副項にいう例外的状況の場合における旅行書類の押捺について構成国は委員会に通知しなければならない。委員会は委員会に通知されるべき情報の詳細に関する実装規則を採択しなければならない。それらの実装規則は第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従い採択されるものとする。

3. EES は、第 16 条ないし第 20 条にいうデータがフォールバック手続きの結果投入されたこと及び本条第 2 項に基づき生成された個別ファイルから生体特徴データが欠損していることを表示しなければならない。生体特徴データは次の国境通過地点で EES に入力されるものとする。

第 22 条 移行期間及び移行手続き

1. EES が運用を開始してから 180 日間は、入国及び出国に際して、短期滞在許可を受けた第三国国民が許可された滞在の最長期間を越えていないことを検証し、関連する場合には、入国に際して第三国国民が 1 回又は 2 回の入国のために発行された短期滞在査証により許可された入国回数を超過していないことを検証するために、職務権限を有する国境当局は、EES に記録された入国／出国記録に加え旅行書類の証印を確認することにより入国又は出国前の 180 日間の構成国の領土内の滞在を勘定に入れなければならない。
2. 第三国国民が、EES が運用を開始する前に構成国の領土に入国し、EES が運用を開始してから出国する場合、個別ファイルは出国時に生成され、入国時に旅券に押捺された入国日が第 16 条第 2 項に従い入国／出国記録に投入されるものとする。この決まりは本条第 1 項にいう EES が運用を開始してから 180 日間に限定されないものとする。入国の証印と EES データの齟齬がある場合、証印が優先する。

第 23 条 EES が運用されている国境におけるデータの検証目的利用

1. 国境当局は第三国国民の身元及び以前の登録を検証し、必要な場合 EES データを更新し、及び国境検問を実行するために必要な限度でデータを照会するために EES へのアクセス権限を有するものとする。
2. 本条第 1 項にいう職務を遂行するとき、国境当局は第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号並びに第 17 条第 1 項第 a 号にいうデータにより検索するためにアクセス権限を有するものとする。

加えて、規則(EC) No 767/2008 第 18 条に従い査証要件に服す第三国国民の検証のために VIS に照会する目的で、国境当局は EES から同じ英数字データを利用して検索を起動するか、適用される場合、規則(EC) No 767/2008 第 18 条第 3 項に従い VIS に照会するものとする。

本項第一副項に規定するデータによる EES の検索結果が、第三国国民のデータが EES 中に記録されていることを示したとき、国境当局は当該第三国国民の生の顔画像とこの規則第 16 条第 1 項第 d 号及び第 17 条第 1 項第 b 号にいう顔画像とを比較するものとし、又は国境当局は、査証免除の第三国国民の場合、EES に対して指紋の検証へ進み、そして査証要件に服す第三国国民の場合、規則(EC) No 767/2008 第 18 条に従い直接 VIS に対して指紋の検証に進むものとする。査証所持者の指紋の VIS に対する検証のため、当該規則第 18 条第 6 項に規定されるとおり国境当局は EES から直接 VIS 内の検索を起動することができる。

顔画像の検証に失敗したときには、検証は指紋を用いて実行されるものとし、その逆も同じとする。

3. 第2項に規定するデータによる検索の結果、第三国国民のデータがEESに記録されていることが示されたときには、国境当局は第三国国民の個別ファイルのデータ及び入国／出国記録若しくは複数の記録又は入国拒否の記録又はそれらに紐づけられた記録への照会のためのアクセス権限が付与されるものとする。

4. 本条第2項に規定する英数字データの検索の結果、第三国国民のデータがEESに記録されていないことが示された場合であって、本条第2項に基づく第三国国民の検証が失敗するか又は第三国国民の身元情報に疑義がある場合、国境当局はこの規則第27条に従い個人識別特定作業のためのデータのアクセス権限を有するものとする。

本項第1副項にいう個人識別特定作業に加え、次の規定が適用される：

(a) 査証要件に服す第三国国民については、規則(EC) No 767/2008 第18条第1項にいうデータによるVISへの検索の結果、第三国国民のデータがVISに記録されていることを示したときには、規則(EC) No 767/2008 第18条第5項に従いVISに対する指紋の検証が実行されるものとする。この目的で、国境当局は規則(EC) No 767/2008 第18条第6項に規定する通り、EESからVISへの検索を起動することができる。本条第2項に基づく第三国国民の検証が失敗した場合、国境当局は規則(EC) No 767/2008 第20条に従い個人識別特定作業のためにVISデータをアクセスしなければならない。

(b) 査証要件に服することがなく、この規則第27条に従ってなされる個人識別特定作業をしてもなおEESにデータが見つからない第三国国民については、規則(EC) No 767/2008 第19a条に従いVISが照会されなければならない。規則(EC) No 767/2008 第19a条に規定する通り国境当局はEESからVISへの検索を起動することができる。

5. EESに既にデータが記録されているが、その個別ファイルがシェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国によりEES中に生成され、かつ国内限定短期滞在査証に基づきデータがEESに投入されている第三国国民については、個別ファイルの生成後初めて当該第三国国民がシェンゲン協定を完全に適用しておりEESを運用している構成国の国境を通過しようとするとき、国境当局は、第4項第2副項第a号に従いVISに問合せなければならない。

第III章 その他の機関によるEESの利用

第24条 査証に関して審査し決定するためのEESの利用

1. 査証当局は、規則(EC) No 810/2009に従い、査証申請を審査し、発行済査証を無効とし、取り消し又はその有効期間を延長する決定を含み、それらの申請に関する決定を採択するためEESに照会しなければならない。
2. 加えて、シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国の査証当局は、国内限定短期滞在査証申請を審査し、発行済の国内限定短期滞在査証を無効とし、取り消し又はその有効期間を延長する決定を含みそれらの申請に関する決定を採択するときにEESに照会しなければならない。
3. 査証当局は、次の1又はいくつかのデータによりVISから直接EESを検索する権限を有する:
 - (a) 第16条第1項第a号、第b号及び第c号にいうデータ;
 - (b) 第16条第2項第d号にいう発行国の3文字コードを含む短期滞在査証のスティッカ番号
 - (c) 指紋データ又は、顔画像と組み合わされた指紋データ
4. 第2項に規定されるデータによる検索の結果、第三国国民に関するデータがEESに記録されていることと示すとき、査証当局は第三国国民の個別ファイルに紐づけられた入国拒否記録だけではなく、個別ファイルのデータ及び入国／出国記録へ照会するためにアクセス権限を付与されるものとする。査証当局は、許可された滞在の最長の残余期間を確認するために自動化計算機構に照会するためのアクセス権限を付与されるものとする。査証当局は、新規の査証申請について審査し決定するとき許可された最長の滞在期間を自動的に確定できるようEES及び自動化計算機構へのアクセス権限も付与されるものとする。
5. シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国の査証当局は、第2項に規定する1又はいくつかのデータによりEESを検索するためにアクセス権限を付与されるものとする。検索の結果、第三国国民に関するデータがEESに記録されていることを示すとき、査証当局は第三国国民の個別ファイルに紐づけられた入国拒否記録だけではなく、個別ファイルのデータ及び入国／出国記録へ照会するためにアクセス権限を付与されるものとする。シェンゲン協定を未だ完全には適用していないがEESを運用している構成国の査証当局は、許可された滞在の最長の残余期間を確定するために自動化計算機構に照会するためのアクセス権限を付与されるものとする。査証当局は、新規の査証申請について審査し決定するとき許可された最長の滞在期間を確定できるようEES及び自動化計算機構へのアクセス権限も付与されるものとする。

第 25 条 各国の円滑化プログラムへの参加申請の審査のための EES の利用

1. 規則(EU) 2016/399 第 8d 条にいう職務権限を有する機関は、当該条にいう各国の円滑化プログラムへの参加申請の審査及び、当該条に従った当該各国の円滑化プログラムへの参加の拒否、取り消し又はその有効期間の延長を含むそれらの申請に関連する決定の採択の目的で EES に照会しなければならない。
2. 当該職務権限を有する機関は次の 1 又はいくつかによる検索結果へのアクセス権限を付与されるものとする:
 - (a) 第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号にいうデータ又は第 17 条第 1 項第 a 号にいうデータ;
 - (b) 指紋データ又は顔画像と組み合わせられた指紋データ。
3. 第 2 項に規定するデータによる検索結果が第三国国民のデータが EES に記録されていること示す場合、当該職務権限を有する機関は当該第三国国民の個別ファイルに紐づけられている入国拒否の記録だけではなく、当該個別ファイルの第三国国民のデータ及び入国／出国記録に照会するアクセス権限を付与されるものとする。

第 26 条 構成国の域内の検証のためのデータへのアクセス

1. 第三国国民の身元を検証するか又は構成国の領土への入国若しくは当該領域上の滞在の要件が充足されているかどうかを検査し、又はその双方の目的で構成国の移民当局は、第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号及び第 17 条第 1 項第 a 号にいうデータによる検索結果へのアクセス権限を有するものとする。

検索結果が第三国国民についてのデータが EES に記録されていることを示すとき、当該移民当局は、次をすることができる:

- (a) 第三国国民の生の顔画像をこの規則第 16 条第 1 項第 d 号及び第 17 条第 1 項第 b 号にいう顔画像と比較し;又は
 - (b) EES 中の査証免除の第三国国民及び規則(EC) No 767/2008 に従い VIS 中の査証要件に服す第三国国民の指紋を検証すること
2. 第 1 項に規定するデータによる検索結果が、第三国国民についてのデータが EES 中に

記録されていることを示すとき、移民当局は、自動化計算機構、当該第三国国民の個別ファイルのデータ、入国／出国記録又はその複数の記録及び当該個別ファイルに紐づけられた入国拒否の記録に問合せするアクセス権限を付与されるものとする。

3. 本条第 1 項に規定されたデータによる検索結果が第三国国民に関するデータが EES 中に記録されていないことを示す場合、第三国国民の検証が失敗するとき又は第三国国民の(申告された)身元に疑義があるとき、移民当局は第 27 条に従い個人識別特定のためのデータへのアクセス権限を有するものとする。

第 27 条 個人識別特定のためのデータへのアクセス

1. 国境当局又は移民当局は、EES に異なる個人識別情報により以前に登録されたかもしれない第三国国民を個人識別特定するか、又は構成国の領土への入国若しくは領域上の滞在の要件を充足しないか、若しくはもはや充足していない第三国国民を識別特定する単独の目的で、指紋データ又は顔画像と組み合わせられた指紋データによる検索結果へのアクセス権限を有するものとする。

指紋データ又は顔画像と組み合わせられた指紋データによる検索の結果、当該第三国国民のデータが EES 中に記録されていないことが示された場合、個人識別特定のためのデータへのアクセスが規則(EC) No 767/2008 第 20 条に従い VIS に実行されなければならない。EES が運用されている国境において、VIS へのいかなる個人識別特定の前に、職務権限を有する機関は、最初に規則(EC) No 767/2008 第 18 条又は第 19a 条に従い VIS にアクセスしなければならない。

当該第三国国民の指紋が利用できない場合又は指紋データ若しくは顔画像と組み合わせられた指紋データによる検索に失敗した場合、第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号及び第 17 条第 1 項第 a 号にいう全て又はいくつかのデータによる検索が実行されなければならない。

2. 第 1 項に規定する検索結果が、第三国国民のデータが EES に記録されていることを示すとき、職務権限を有する機関は、個別ファイルのデータ及び入国／出国記録及びそれに紐づけられている入国拒否の記録を照会するアクセス権限を付与されるものとする。

第 28 条 EES から読みだされたデータの保管

本章に基づき EES から読みだされたデータは国内ファイルに、個別の事案で必要なときのみ、それらが読みだされた目的及び関連する、特にデータ保護に関する連合法に従い、かつ当該

個別事案において厳格に必要な期間内に限り保管されることができる。

第 IV 章 法執行目的の EES へのアクセスの手続き及び要件

第 29 条 構成国の指定された当局

1. 構成国はテロリスト行為及びその他の重大犯罪行為を防止し、検知し、捜査するために EES に問合せできる権限を有する機関を指定しなければならない。
2. 各構成国は指定された当局のリストを維持しなければならない。各構成国は、eu-LISA 及び委員会に対してその指定された当局を通知するものとし、その通知をいつでも修正又は差し替えることができる。
3. 各構成国は EES にアクセス権限を有する中央連絡部局を指定しなければならない。中央連絡部局は、第 32 条に規定する EES への個別アクセス要請の要件が充足されていることを検証しなければならない。

指定された当局及び中央連絡部局は国内法で許容されているときには同一の組織の部門とすることができるが、中央連絡部局はこの規則の下職務を遂行するときには指定された当局とは完全に独立して行動しなければならない。中央連絡部局は指定された当局とは分離され、彼らが独立に実行する検証の結果について彼らから指示を受けてはならない。

構成国は彼らの憲法的又は法的要件を充足するにあたっての組織的及び管理的構造を反映して、1を超える中央連絡部局を指定することができる。

4. 構成国は、彼らの中央連絡部局を eu-LISA と委員会に通知するものとし、彼らの通知をいつでも修正又は差し替えることができる。
5. 国内レベルでは、構成国は指定された当局内の、中央連絡部局を通して EES への個別アクセスを要請することが許可されている業務ユニットのリストを維持しなければならない。
6. 中央連絡部局の正当に授権された職員のみが第 31 条及び第 32 条に従った EES へのアクセスを許可されるものとする。

第 30 条 Europol

1. Europol は、その業務ユニットの一つを「Europol に指定された当局」として指定するものとし、それが、構成国によるテロリスト行為又は重大犯罪行為を防止し、検知し及び捜査することに際してとる行動を支援し強化するために第 2 項にいう Europol 中央連絡部局を通じて EES への個別アクセスを要請することを許可しなければならない。
2. Europol は、正当に授権された Europol の官吏によりなる特別な部門を Europol 中央連絡部局として指定しなければならない。Europol 中央連絡部局は、第 33 条に規定する EES への個別アクセス要請の要件が充足されていることを検証しなければならない。

Europol 中央連絡部局はこの規則の下職務を遂行するときには独立して行動するものとし、検証の結果については Europol 指定された当局からの指示を受けてはならないものとする。

第 31 条 法執行目的の EES へのアクセスの手続き

1. 第 29 条第 5 項にいう業務ユニットは EES データへの個別アクセスのために第 29 条第 3 項にいう中央連絡部局に電子的又は書面の理由ある要請を提出しなければならない。個別アクセス要請を受領したとき、そのような中央連絡部局は第 32 条にいうアクセス要件が充足されているかどうかを検証しなければならない。アクセスのための要件が充足されたとき、そのような中央連絡部局は要請を処理しなければならない。個別アクセスされた EES データはデータの安全性が毀損されないような方法で第 29 条第 5 項にいう運用部隊に伝送されるものとする。
2. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為に関連する人物の生命に差し迫った危険を防止する必要があるような緊急の場合、第 29 条第 3 項にいう中央連絡部局はその要請を直ちに処理するものとし、緊急事態が実際に存在しているかどうかを含み第 32 条にいう全ての要件が充足されたかどうかは事後にのみ検証しなければならない。事後の検証は、過度の遅滞なく、そしていかなる場合でも当該要請を処理してから 7 営業日以内に行われなければならない。
3. 事後の検証の結果、EES データへのアクセスが正当化されていなかったと判定されたとき、そのようなデータをアクセスした全ての機関は EES からアクセスした情報を消去するものとし、当該要請がなされた関係する構成国の中央連絡部局に当該消去を通知しなければならない。

第 32 条 指定された当局による EES データへのアクセス要件

1. 次のすべての要件が合致した場合指定された当局は EES にアクセスすることができる。

- (a) 問合せのためのアクセスがテロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の防止、検知又は捜査の目的で必要であり;
- (b) 個別の事案において照会のためのアクセスが必要かつ比例的であり;
- (c) EES データへの問合せが、問題となるいずれかの犯罪行為の防止、検知又は捜査、特に、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の被疑者、加害者又は被害者がこの規定に含まれる種類に属する十分な疑いがある場合、に寄与すると判断する証拠又は合理的理由が存在する。

2. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の知られていない被疑者、加害者又は被害者の疑いがある者を識別特定する目的のツールとしての EES へのアクセスは、第 1 項に列挙される要件に加えて次の要件に合致する場合に許容されるものとする:

- (a) 国内データベースへの事前の検索が実行済みであり;かつ
- (b) 指紋による検索の場合、規則 2008/615/JHA の下、指紋の比較が技術的に利用可能な場合であって他の構成国の自動化指紋識別特定システムへの事前検索が立ち上げられ、当該検索が完全に実行されるか、又は当該検索が立ち上げられてから 2 日以内に完全には実行されなかった場合。

しかしながら、第一副項第 a 号及び第 b 号の追加要件は、その他の構成国のシステムとの比較がデータ主体の個人識別特定情報の検証につながらないと信じる合理的な理由がある場合又はテロリスト行為若しくはその他の重大犯罪行為に関連する人物の差し迫った生命の危険を防止する必要がある緊急の場合適用されないものとする。それらの合理的な理由は指定された当局の業務ユニットから中央連絡部局に送付される電子的又は書面の要請に含まれなければならない。

同一のデータ主体についての VIS への問合せの要請は、理事会規則 2008/633/JHA⁽¹⁾に規定されている要件に従い EES への問合せの要請と並行して提出されることができる。

3. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の知られている被疑者、加害者又は被害者の旅行履歴又は構成国の領土上の滞在機関を問合せするためのツールとしての EES へのアクセ

¹ テロリスト行為及びそれ以外の重大犯罪行為の防止、検知及び捜査の目的のための構成国の指定された当局及び Europol からの査証情報システム(VIS)の照会のためのアクセスに関する 2008 年 6 月 23 日の理事会決定 2008/633/JHA (OJ L 218, 13.8.2008, p.129)

セスは、第1項に列挙される要件が合致する場合に許容されるものとする。

4. 第2項にいう個人識別特定の目的でのEESへの問合せは、次のいずれかのEESデータによる個別ファイルの検索に限定されるものとする：

- (a) 査証免除の第三国国民又はFTD所持者の指紋。このEESへの問合せを起動するために、潜在指紋が利用でき、したがってEESに記録保存されている指紋と比較することができる；
- (b) 顔画像。

ヒットの場合、EESへの問合せは、個別ファイルから取得されたその他の第16条第1項及び第6項、並びに第17条第1項並びに第18条第1項に列挙されたすべてのデータへのアクセス権限を付与する。

5. 該当する第三国国民の旅行履歴のEESへの問合せは次の1又はいくつかのEESデータにより個別ファイル、入国／出国記録又は入国拒否記録を検索することに限定されるものとする。

- (a) 姓(ファミリーネーム)；名又は他の名前(ギブンネーム)；誕生日；国籍又は複数の国籍；性別；
- (b) 旅行文書又は複数の旅行文書の種類及び番号、構成国の3文字コード及び旅行文書の有効期間の満了日；
- (c) 査証スティッカ番号及び査証の有効期間の満了日；
- (d) 潜在指紋を含む指紋；
- (e) 顔画像；
- (f) 入国の日時、入国を許可した機関、入国国境通過地点；
- (g) 出国の日時及び出国国境通過地点。

EESへの問合せは、ヒットの場合、第19条に従った短期滞在の取り消し又はその許可の延長に関連するデータを含み個別ファイルから得られたその他のデータだけではなく、第1副項に列挙されたデータ、出国・入国記録及び入国拒否記録へのアクセス権限を付与するものとする。

第33条 EuropolによるEESデータへのアクセスの手続き及び要件

1. Europolは、次の全ての要件が合致した場合EESに照会する権限を有するものとする:
 - (a) 照会が、Europolの職掌の下にあるテロリスト行為又はその他の重大刑事を防止し、検知し又は捜査する構成国の行動を支援し強化するために必要であり;
 - (b) 問合せが個別の事案において必要かつ比例的であり;
 - (c) EESデータへの問合せが、該当するいずれかの犯罪行為の防止、検知又は捜査、特に、テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の被疑者、加害者又は被害者がこの規定に含まれる種類に属する十分な疑いがある場合、に寄与すると判断する証拠又は合理的理由が存在する。
2. テロリスト行為又はその他の重大犯罪行為の知られていない被疑者、加害者又は被害者の疑いがある者を識別特定する目的のツールとしてのEESへのアクセスは、第1項に列挙される要件が合致し、かつ優先事項として、Europolにより技術的にも法的にもアクセスできるデータベースに記録保存されているデータへの問合せが、該当する人物を個人識別特定することを可能としていない場合に許容されるものとする。

同一のデータ主体についてのVISへの問合せの要請は、理事会規則2008/633/JHAに規定されている要件に従いEESへの問合せの要請と並行して提出されることができる。

3. 第32条第3項、第4項及び第5項に規定する要件はそのとおり適用されるものとする。
4. Europol指定された当局は全てのEESデータ又は特別な組み合わせのEESデータへの照会のために第30条第2項にいうEuropol中央連絡部局に理由ある電子的な要請を提出することができる。アクセス要請を受領したとき、Europol中央連絡部局は本条第1項及び第2項にいうアクセス要件が充足されているかどうかを検証しなければならない。アクセスのための全ての要件が充足されたとき、Europol中央連絡部局の正当に許可された職員は要請を処理しなければならない。アクセスされたEESデータはデータの安全性が毀損されないような方法でEuropol指定された当局に伝送されるものとする。
5. Europolは、EESデータの問合せから取得した情報をその提供元の構成国の承認を条件に処理するのみとする。当該承認は構成国のEuropol各国支所を経由して得られるものとする。

第V章 データの保持と修正

第34条 データ保持期間

1. 各入国／出国記録又は個別ファイルに紐づけられた入国拒否記録は EES 中央システム内に、適用される場合、出国記録又は入国拒否記録の日付から 3 年間記録保存されるものとする。
2. 各個別ファイルは、それに紐づけられた入国／出国記録若しくは複数の記録又は入国拒否記録とともに EES 中央システムに、最後の出国記録又は入国拒否記録の日付から 3 年間入国の記録が無いときには、最後の出国記録又は入国拒否記録の日付から 3 年間と 1 日記録保存されるものとする。
3. 許可された滞在の期間の満了の日付の後、出国記録が無いとき、許可された滞在の期間の満了の日付から 5 年間記録保存されるものとする。EES は、構成国に、彼らが適切な措置を採択できるようにするため、超過滞在者についてのデータの消去予定を、その 3 か月前に自動的に通知するものとする。
4. 第 1 項からの逸脱として、第 2 条第 1 項第 b 号にいう状況にある第三国国民として登録された各入国／出国記録は、そのような第三国国民の出国から最長 1 年後まで EES に記録保存されるものとする。出国記録が無いときには、データは最後の入国の日から 5 年間記録保存されるものとする。
5. 第 1 項ないし第 4 項にいうデータ保持期間の満了時には、該当するデータは EES 中央システムから自動的に消去されるものとする。

第35条 データの補正と事前のデータ消去

1. 責任構成国は、それが EES に投入したデータを訂正し(rectify)、保管し又は消去することにより補正する(amend)権限を有する。
2. 責任構成国が EES 中に記録されたデータが事実として不正確である若しくは不十分であるか又はこの規則に違反してデータが処理されたことを示唆する証拠を有するとき、その構成国は該当するデータを検査し、必要な場合、遅滞なく EES 中のデータを訂正若しくは補完し、又は EES から消去するものとし、かつ、適用される場合には、第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリストから消去しなければならない。データは、第 52 条に従い該当する人物からの要求により検査され、訂正され、補完され又は消去されなければならない。
3. 本条第 1 項及び第 2 項からの逸脱として、責任構成国以外の構成国が EES 中に記録されたデータが事実として不正確である若しくは不十分であるか又はこの規則に違反してデータ

が処理されたことを示唆する証拠を有するとき、その構成国は該当するデータを、責任構成国に照会することなくそうすることが可能な場合、検査し、必要な場合、遅滞なく EES 中のデータを訂正若しくは補完し、又は EES から消去するものとし、かつ、適用される場合には、第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリストから消去しなければならない。責任構成国に問合せすることなくデータを検査することが可能でない場合、それは責任構成国の機関に 7 日以内に連絡するものとし、責任構成国はデータの正確性及び彼らの処理の合法性を 1 か月以内に検査しなければならない。第 52 条に従い、該当する第三国国民の請求によってもデータは検査され、訂正され、補完され又は消去することができる。

4. 構成国が EES 中に記録された査証関係データが事実として不正確である若しくは不十分であるか又はこの規則に違反してそのようなデータが処理されたことを示唆する証拠を有するとき、その構成国は該当するデータを、まずそれらのデータの正確性を VIS に対して検査し、検査し、必要な場合、遅滞なく EES 中のデータを訂正若しくは補完し、又は EES から消去しなければならない。VIS に記録されたデータが EES に記録されたデータと同一である場合、構成国は、VIS にそれらのデータを投入する責任を負う構成国に、規則(EC) No 767/2008 に従い直ちに VIS のインフラを通じて通知しなければならない。VIS にデータを投入する責任を負う構成国は、それらのデータを検査し、必要なときには、遅滞なく VIS 中のそれを訂正若しくは補完し、又は VIS から消去するものとし、該当する構成国に通知するものとし、後者は、必要なときには、遅滞なく EES 中のそれを訂正若しくは補完し、又は EES から消去するものとし、かつ、適用される場合には、第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリストから消去しなければならない。

5. 第 12 条にいう識別特定された人物のデータは、該当する第三国国民が、責任構成国又は申立てられた構成国の国内法に従い彼又は彼女が、予見できず重大な出来事により許可された滞在の期間を超過せざるを得なかったこと、強制されたこと、彼又は彼女が滞在する合法的権利を獲得したこと又は(手続きの)過誤の証拠を提供した場合、遅滞なく当該条にいうリストから消去されるものとし、そして EES 中で訂正され又は補完されなければならない。いかなる利用可能な行政的又は非司法的救済手段を害することなく、当該第三国国民はデータが訂正され、補完され又は消去されることを確保する効果的な司法的救済手段を利用する権限(access)を有する。

6. 第 34 条にいう適用される期間の満了前に、第三国国民が構成国の国籍を獲得したか又は第 2 条第 3 項の適用範囲に入った場合、個別ファイル及び第 16 条及び第 17 条に従い当該個別ファイルに紐づけられた入国／出国記録及び第 18 条に従い当該個別ファイルに紐づけられた入国拒否記録は、遅滞なく、かついかなる場合においても第 34 条にいう期間の満了前に第三国国民が構成国の国籍を獲得したか又は第 2 条第 3 項の適用範囲に入った日付から 5 営業日より遅くなく、適用される場合、第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリスト

からだけではなく、次の者により EES から消去されなければならない:

- (a) 彼又は彼女が国籍を獲得した構成国;又は
- (b) 滞在許可若しくはカード又は長期滞在査証を発行した構成国。

第三国国民がアンドラ、モナコ若しくはサン・マテオの国籍を獲得したか、又は第三国国民がヴァチカン市国もしくは法皇聖座により発行された旅券を所持している場合、彼又は彼女は、彼又は彼女が次に入国した構成国の職務権限を有する機関に当該変更を通知しなければならない。当該構成国は彼又は彼女のデータを遅滞なくEESから消去しなければならない。該当する第三国国民はデータが消去されることを確保する効果的な司法的救済手段を利用する権限(access)を有する。

- 7. EES 中央システムは EES データ及び、必要な場合、第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリストからの消去を直ちに全ての構成国に通知するものとする。
- 8. 責任構成国以外の構成国がこの規則に従いデータを訂正し、補完し又は消去した場合、当該構成国は当該訂正、補完又は消去の責任構成国になるものとする。EES はデータのすべての訂正、補完及び消去を記録するものとする。

第 VI 章 開発、運用及び責任

第 36 条 開発前の委員会による実装行為の採択

委員会は EES 中央システム、NUI、通信インフラ、第 13 条にいうウェブサービス及び第 63 条第 2 項にいうデータ保管庫の開発及び技術的実装、特に次の措置についての実装行為を採択しなければならない:

- (a) EES における生体特徴による検証と個人識別特定のための指紋の品質、解像度及び利用の仕様;
- (b) EES における生体特徴による検証と個人識別特定のための、生で撮像されたか又は eMRTD から抽出された場合を含む、顔画像の品質、解像度及び利用の仕様;
- (c) 第 16 条ないし第 20 条に従ってデータを投入すること;

- (d) 第 23 条ないし第 33 条に従ってデータへアクセスすること;
- (e) 第 35 条に従ってデータを補正し、消去し、事前消去すること;
- (f) 第 46 条に従って履歴記録を補完しアクセスすること;
- (g) 技術的機器の最小限の仕様及び EES の生体特徴の処理性能に関する要件、特に偽陽性個人識別特定率、偽陰性個人識別特定率及び登録失敗率の観点を含む性能要件;
- (h) 輸送事業者により又は輸送事業者に対して提供されるデータの保護の特別な条項を含む第 13 条にいうウェブサービスの仕様と要件;
- (i) 第 8 条にいう相互運用性の確立及びハイレベルの設計
- (j) 第 63 条第 2 項にいうデータ保管庫の仕様及び要件
- (k) 第 12 条第 3 項にいう識別特定された人物のリストの構築及び当該リストを構成国に利用可能にするための手続き
- (l) 第 31 条、第 32 条及び第 33 条に従って中央連絡部局を接続するための技術的解決策及び第 72 条第 8 項に基づき要求される統計データを集めるための技術的解決策の仕様。

それらの実装行為は、第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従って採択されるものとする。

本条第 1 項第 i 号に規定する実装行為の採択については、この規則第 68 条により設置されたコミッティは、規則(EC) No 767/2008 第 49 条により設置された VIS 委員会の意見を聴くものとする。

第 37 条 開発及び運用管理

1. eu-LISA は EES 中央システム、NUI、通信インフラ及び EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャネルを開発する責任を負うものとする。eu-LISA は第 13 条にいうウェブサービス及び第 63 条第 2 項にいうデータ保管庫の第 13 条第 7 項及び第 63 条第 2 項にいう詳細な規範及び第 36 条第 1 項第 h 号及び第 j 号に基づき採択された仕様及び要件に従った開発にも責任を負うものとする。

eu-LISA は EES 中央システム、NUI、通信インフラ及び EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャネル、この規則第 13 条にいうウェブサービス及びこの規則第 63 条第 2 項にいう(報告統計用)データ保管庫に関する技術仕様及びその深耕(evolution)だけではなく、通信インフラを含む EES の物理的アーキテクチャも定義し設計しなければならない。それらの技

術仕様は eu-LISA 運営委員会により、委員会の好ましいとする意見を条件に採択されなければならない。eu-LISA はこの規則第 61 条に規定する規則(EC) No 767/2008 の改正の実装だけでなく、EES との相互運用性の確立から派生する VIS への必要な改造も実装しなければならない。

eu-LISA は ES 中央システム、NUI、通信インフラ及び EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャンネル、第 13 条にいうウェブサービス及び第 63 条第 2 項にいうデータ保管庫を委員会による第 36 条に規定する措置の採択後、可及的速やかに開発し実装しなければならない。

開発は技術仕様、試験及び全体のプロジェクト調整の精緻化及び実装により構成されるものとする

ES 中央システム、NUI、通信インフラ及び EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャンネル、第 13 条にいうウェブサービス及び第 63 条第 2 項にいうデータ保管庫を開発するとき、及び実装するとき、eu-LISA の職務は、次も行うことである：

- (a) セキュリティリスク評価を実施し；
- (b) EES の開発のライフサイクル全体を通じてプライバシー・バイ・デザイン及びバイ・デフォルトの原則に従い；
- (c) 第 8 条にいう VIS との相互運用性に関するセキュリティリスク評価を行い、VIS との相互運用性の実装に必要な、要求されるセキュリティ保護措置を評価する。

2. 設計開発段階において、最大 10 人で構成されるプログラム管理委員会が設置されなければならない。それは、eu-LISA 運営委員会の中から任命されたその構成員又は代理構成員から 7 名の構成員、第 69 条にいう EES 諮問グループの議長、eu-LISA を代表するその執行役員から任命された 1 名の構成員及び委員会から任命された 1 名の構成員から構成されるものとする。eu-LISA 運営委員会から 任命される構成員は、連合法の下、eu-LISA に運営される全ての大規模 IT システムの開発、設置、運用及び利用を統制する法令文書により完全に拘束され、第 66 条第 2 項に規定される要件を遵守する構成国のみから選出されるものとする。

プログラム管理委員会は定期的かつ、少なくとも四半期に 3 回以上会合を持つものとする。それは EES の設計開発段階の適切な(十分な)管理を確保し、中央と各国の EES プロジェクトの一貫性を確保しなければならない。

プログラム管理委員会は、毎月 eu-LISA 運営委員会に対し、プロジェクトの進捗に関する書面による報告書を提出しなければならない。プログラム管理委員会は eu-LISA 運営委員会の構成員を代表する意思決定権限も委任事務も持つものではない。

eu-LISA 運営委員会は、特に次の規範を含むプログラム管理委員会の手続き規則を制定しなければならない。

- (a) 議長の被選出資格
- (b) 会合の場所
- (c) 会合の準備
- (d) 会合への専門家の参加許諾条件
- (e) eu-LISA 運営委員会の不参加構成員に対する完全な情報提供を確保するためのコミュニケーション計画

eu-LISA プログラム管理委員会の議長の被選出資格は、連合法の下、eu-LISA に運営される全ての大規模 IT システムの開発、設置、運用及び利用を統制する法令文書により完全に拘束され、第 66 条第 2 項に規定される要件を遵守する構成国にあるものとする。

プログラム管理委員会の構成員により負担された全ての旅費及び必要経費は eu-LISA により支払われるものとし、eu-LISA 手続き規則第 10 条が必要な修正を加えて適用されるものとする。eu-LISA はプログラム管理委員会の事務局を務めなければならない。

設計及び開発段階では、第 69 条にいう EES 諮問グループが各国 EES プロジェクト責任者により構成され eu-LISA が議長を務めるものとする。それは定期的かつ EES の運用開始まで少なくとも四半期あたり 3 回会合を持つものとする。それは各会合後プログラム管理委員会に報告しなければならない。それはプログラム管理委員会の職務を支援するための技術的専門性を提供するものとし構成国の準備状況をフォローアップしなければならない。

3. eu-LISA は、EES 中央システム、NUI 及び EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャネルの運用管理に責任を負うものとする。それは、構成国と協力して、EES 中央システム、NUI、通信インフラ、EES 中央システムと VIS 中央システム間の安全通信チャネル、第 13 条にいうウェブサービス及び第 62 条第 2 項にいうデータ保管庫に、常に、最高の利用可能な技術が、費用対効果分析を条件として、利用されることを確保しなければならない。eu-LISA は、EES 中央システムと NUI 間の通信インフラ、第 13 条にいうウェブサービス及び第 62 条第 2

項にいうデータ保管庫の運用管理にも責任を負うものとする。

EESの運用管理は、EESがこの規則に従い1日24時間、1週間のうち7日機能することを保つために必要な全ての業務、特にEESが十分なレベルの運用品質で機能すること、とりわけ技術仕様に従い国境当局によるEES中央システムへの探索の応答時間に関して必要な保守作業及び技術的開発により構成されるものとする。

4. 理事会規則(EEC, Euratom, ECSC) No 259/68⁽¹⁾に規定する欧州連合の官吏の職員規則及びその他の公務員の雇用条件第17条を害することなく、eu-LISAは、その従業者のうちEESデータ又はEESに記録保存されているデータに関する作業をする必要がある構成員に対して専門家の守秘の規範又はその他の同等の守秘義務が適用されるよう確保しなければならない。当該義務は、それらの職員が退職もしくは解雇され、又は彼らの作業の終了後も適用されるものとする。

第38条 構成国及びEuropolの責任

1. 各構成国は次の責任を負うものとする：

- (a) 既存の各国の国境インフラの統合とそのNUIへの接続；
- (b) 第6条第2項を例外として第6条の目的でのその既存の国境インフラの組成、運営、運用及び保守及びそのEESへの接続；
- (c) 法執行目的での中央連絡部局の組成及びそのNUIへの接続；
- (d) この規定に従った職務権限を有する国内の機関の正当に許可された職員による、及び正当に授權された職員によるEESへのアクセスの管理及び手配並びにこれらの職員のリスト及び身上の生成及び定期的な更新。

2. 各構成国は、国内機関を指定するものとし、それは第9条第2項にいう職務権限を有する機関にEESへのアクセス権限を付与しなければならない。各構成国は、当該国内機関をNUIに接続しなければならない。各構成国は、第29条にいうそれぞれの中央連絡部局をNUIに接続しなければならない。

3. 各構成国はEESデータを処理するための自動的手続きを利用しなければならない。

¹ OJ L 56, 4.3.1968, p. 1.

4. 各構成国は、国境統制インフラの技術的性能、その利用可能性、国境検問の時間及びデータ品質は、それらが EES が適切に機能すること及び効率的な国境検問手続きのための全体的な要件を満たすことを確保するために、緊密に監視されることを確保しなければならない。
5. EES に記録保存されるデータを処理することを許可される前に、EES へのアクセス権限を有する機関の職員は適切な訓練、特に関連する基本権についてだけでなく、データの安全性及びデータ保護の規範についての訓練を受けなければならない。
6. 構成国はこの規則に規定された目的以外に EES 中又は EES からのデータを処理してはならないものとする。
7. Europol は第 1 項第 d 号及び第 3 項、第 5 項及び第 6 項に規定する責任を負うものとする。それは Europol 中央連絡部局から EES への接続をし、その接続に責任を負うものとする。

第 39 条 データ処理における責任

1. EES 中の個人データの処理に関連して、各構成国は、規則(EU) 2016/679 第 4 条第 7 号に従い管理者と見做され、当該構成国によるデータ処理に中央の責任を負う機関を指定しなければならない。各構成国は当該機関の詳細を委員会に通知しなければならない。

各構成国は収集され EES に記録されたデータが合法的に処理され、かつ、特に、正当に許可された職員のみがかれらの職務の執行のためにデータへのアクセス権限を有することを確保しなければならない。責任構成国は、特にデータが次の通りであることを確保しなければならない：

- (a) 合法的に収集されかつ該当する第三国国民の人間の尊厳を完全に尊重し；
 - (b) EES に合法的に登録され；
 - (c) それらが EES に送信されたとき正確で最新のものであること。
2. eu-LISA は、EES がこの規則及び第 36 条にいう実装行為に従い運用されることを確保しなければならない。特に、eu-LISA は、次をしなければならない：
 - (a) 構成国の責任を害さず、EES 中央システム及び EES 中央システムと NUI 間の通信インフラの安全性を確保するために必要な措置を講じ；
 - (b) 正当に許可された職員のみが EES 中で処理されるデータへのアクセス権限を有することを確保する。

3. eu-LISA は、欧州データ保護監督官だけではなく、欧州議会、理事会及び委員会に対して、第2項に基づき、EESの運用開始の観点で、その講じた措置を通知しなければならない。

第40条 国内システム及び国内入国／出国システム内のデータの保管

1. 構成国は構成国が EES に投入した英数字データを、EES の目的に従い、国内の入国／出国システム内または同等の国内ファイルに、連合法を完全に尊重して保管することができる。
2. そのデータは EES 内に保管されている期間より長く国内の入国／出国システム内または同等の国内ファイルに保管してはならないものとする。
3. 第1項を遵守していないいかなるデータの利用も連合法の下だけではなく構成国の国内法の下も不正利用(misuse)と見做されるものとする。
4. 本条はいかなる EES の技術的改造も要すると解釈されてはならないものとする。構成国は、本条に従い彼ら自身の費用及びリスクにおいて並びに彼ら自身の技術的手段においてデータを保管することができる。

第41条 第三国、国際機関及び民間組織に対するデータの通知

1. EES 中に記録保存されているデータはいかなる第三国へも、いかなる国際機関にも、又はいかなる民間組織にも移転され又は利用可能にさせてはならない。
2. 本条第1項からの逸脱として、この規則第16条第1項並びに第17条第1項第a号、第b号及び第c号にいうデータは、国境当局又は移民当局により、必要な場合、第三国国民の身元を証明するために、送還の単一目的で、次の要件の一つが充足されるときのみ第三国又はこの規則の別紙Iに列挙される国際機関に移転することができる：
 - (a) 委員会が、規則(EU) 2016/679 第45条第3項に従い当該第三国における個人データの適切な(十分な)保護についての決定を採択済みであり；
 - (b) 規則 (EU) 2016/679 第46条にいう、たとえば連合又は構成国と該当する第三国間の有効な再入国協定に基づくもののよう、適切な安全防護措置が既に講じられており；又は
 - (c) 規則 (EU) 2016/679 第49条第1項第d号が適用される。
3. この規則第16条第1項並びに第17条第1項第a号、第b号及び第c号にいうデータは、次の全ての要件が充足される場合にのみ、本条第2項に従い移転することができる。

- (a) 当該データの移転が関係する連合法、特に、規則(EC) 2016/679 第 V 章を含むデータ保護に関する条項及び、再入国協定、及びデータを移転する構成国の国内法に従い実行され;
 - (b) 当該第三国又は国際機関が当該データをそれが提供された目的のみに処理することに合意し;かつ
 - (c) 指令 2008/115/EC に基づき採択された送還決定が、そのような送還決定の執行が停止されておらず、かつその執行の停止につながるような不服申し立てがなされていない場合であって、該当する第三国国民に関して発出済である。
4. 第 2 項に基づく第三国への又は国際機関への個人データの移転は、国際保護の申請者及び受益者の、特にノン・ルフールマン原則に関する権利を害してはならない。
5. EES 構成国又は Europol により法執行目的で中央システムから取得した個人データは、いかなる第三国、国際機関又は連合内若しくは域外で設立された私的組織にも移転又は利用可能にしてはならないものとする。この禁止は、指令(EU) 2016/680 に基づきそれらのデータが国内レベル又は構成国間でさらに処理される場合にも適用されるものとする。
6. 本条第 5 項からの逸脱として、第 16 条第 1 項第 a 項、第 b 項及び第 c 項並びに第 16 条第 2 項第 a 号及び第 b 号並びに第 16 条第 3 項第 a 号及び第 b 号並びに第 17 条第 1 項第 a 号にいうデータは指定された当局から第三国に次の要件の全てが満たされたときのみ個別事案で転送されることができる。
- (a) 次の事情がある例外的な緊急事案であり:
 - (i) テロリスト行為に関連する差し迫った危険;又は
 - (ii) 人物の生命への差し迫った危険かつ当該危険が重大犯罪行為に関係している;
 - (b) データの移転が、構成国の領土内又は該当する第三国内のそのようなテロリスト行為又は重大犯罪行為の防止、検知又は捜査に必要であり;
 - (c) 第 31 条及び第 32 条に規定する手続き及び要件に従い指定された当局がそのようなデータへのアクセス権限を有し;
 - (d) 指令(EU) 2016/680、特にその第 V 章に規定する適用される要件に従い移転が実行され;
 - (e) 第三国からの正当な動機に基づく書面又は電子的な要請が提出され;及び

- (f) 要請している第三国により保有されている入国／出国記録上のいかなる情報も EES を運用している構成国への相互提供が保証されている。

本項第一副項に基づき移転がなされる場合、そのような移転は文書化されるものとし、文書化されたものは、移転の日次、受領する職務権限を有する機関についての情報、当該移転の正当化事由及び移転された個人データを含み、要請により、指令(EU) 2016/680 第 41 条第 1 項に従い設置された監督機関から利用可能にされなければならない。

第 42 条 未だ EES を運用しない構成国及びこの規則が適用されない構成国へのデータの通知の要件

1. 第 16 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号、第 16 条第 2 項第 a 号及び第 b 号、第 16 条第 3 項第 a 号及び第 b 号並びに第 17 条第 1 項第 a 号にいうデータは指定された当局により未だ EES を運用しない構成国及びこの規則が適用されない構成国に対して、個別事案において、次の要件の全てが満たされる場合に移転することができる：

- (a) 次の事情がある例外的な緊急事案であり：
- (i) テロリスト行為に関連する差し迫った危険；又は
 - (ii) 重大犯罪行為；
- (b) データの移転がそのようなテロリスト行為又は重大犯罪行為の防止、検知又は捜査に必要であり；
- (c) 第 31 条及び第 32 条に規定する手続き及び要件に従って指定された当局がそのようなデータへのアクセス権限を有し；
- (d) 指令(EU) 2016/680 が適用され；
- (e) 正当な動機に基づく書面又は電子的な要請が提出済であり；かつ
- (f) 要請する構成国により保有される入国／出国記録に関するいかなる情報も EES を運用している構成国への相互提供が保証されている。

本項第一副項に基づき移転がなされる場合、そのような移転は文書化されるものとし、文書化されたものは、移転の日次、受領する職務権限を有する機関についての情報、当該移転の正当化事由及び移転された個人データを含み、要請により、指令(EU) 2016/680 第 41 条第 1 項に

従い設置された監督機関から利用可能にされなければならない。

2. 本条に基づきデータが提供される場合、第 43 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 3 項並びに第 58 条第 4 項が必要な修正を加えて適用されるものとする。

第 43 条 データの安全性

1. 責任構成国は、データの NUI への送信の前及び最中の安全性を確保しなければならない。各構成国は EES から受領したデータの安全性を確保しなければならない。

2. 各構成国は、各国の国境インフラに関して、安全防護計画並びに事業継続性及び災害復旧計画を含み、次のために必要な措置を講じなければならない：

- (a) 重要インフラの保護のための非常事態計画を策定することによることも含み物理的にデータを保護し；
- (b) EES の目的に従い構成国が運用を実行しているデータ処理機器及び国内の装置への無権限者によるアクセスを拒否し；
- (c) データ媒体の無権限の読取り、複製、修正又は除去を防止し；
- (d) 無権限のデータの投入及び無権限の記録保存されている個人データの調査、修正又は消去を防止し；
- (e) データ通信機器を利用している無権限の者による自動化されたデータ処理システムの利用を防止し；
- (f) データの無権限の EES 内の処理及び EES 中で処理されたデータのいかなる無権限の修正又は消去も防止し；
- (g) 個別かつ一意のユーザ識別子及び秘密のアクセスモードオンリーによる手段により、EES へのアクセスを許可された人物が、彼らのアクセス許可の範囲内のデータのみアクセス権限を有することを確保し；
- (h) EES へのアクセス権限を有する全ての機関が、データを投入し、補正し、消去し、照会し、検索することを許可された人物の職能と職責を描写したプロフィールを生成し、彼らのプロフィールを監督機関に利用可能にすることを確保し；
- (i) データ通信機器を利用してどの機関に個人データが送信されたか検証し確定することが可能であることを確保し

- (j) いつ、誰により、どの目的でデータが既に処理されたかだけでなく、どのデータが EES 内で処理済みであるかを検証し確定することが可能であることを確保し;
 - (k) 個人データの EES への送信若しくは EES からの送信中、又はデータ媒体の輸送中の、特に適切な暗号技術の措置により、個人データの無権限の読み出し、複製、修正又は消去を防止し;
 - (l) 遮断の事案の場合、インストールされたシステムが通常運用に復活できるよう確保し;
 - (m) EES を機能させる上でいかなる障害も適切に報告されるよう確保することにより信頼性を確保し、
 - (n) この規則の遵守を確保するため本項にいう安全防護措置の実効性を監視し内部監視に関連する必要な組織的措置を講じる。
3. EES の運用については、eu-LISA は、第 2 項に規定する目的を達成するため安全防護計画並びに事業継続性及び災害復旧計画の採択を含み必要な措置を講じなければならない。eu-LISA は、EES の異常動作を原因とする破損の場合に個人データが復元できるよう確保するために必要な技術的措置が整備されていることを確保することにより信頼性も確保しなければならない。
4. EES 全体を網羅するセキュリティリスク管理プロセスに基づく協調したデータセキュリティの対策を確保するために eu-LISA と構成国は協力するものとする。

第 44 条 セキュリティインシデント

1. EES の安全性に影響があるか又はその可能性があり、EES 中に記録保存されているデータへの棄損又は滅失の原因となり得るいかなる出来事も、特にデータに対する無権限のアクセスが既に起こった可能性がある場合又はデータの可用性、完全性又は秘密性が棄損されたか若しくはその可能性がある場合、セキュリティインシデントと見做されるものとする。
2. セキュリティインシデントは、迅速、効果的かつ適切な対処を確保できるよう管理されなければならない。
3. 規則(EU)2016/679 第 33 条、指令(EU)2016/680 第 30 条、又はその双方に基づく個人データの侵害(breach)の通知及び通信を害することなく、構成国は委員会、eu-LISA 及び欧州データ保護監督官にセキュリティインシデントを報告しなければならない。EES 中央システムに関連するセキュリティインシデントの場合、eu-LISA は委員会及び欧州データ保護監督官に通知しなければならない。

4. EES の運用又はデータの可用性、完全性若しくは秘密性に影響を与えるかその可能性があるセキュリティインシデントに関する情報は構成国に提供されるものとし eu-LISA により提供されるインシデント管理計画を遵守して報告されなければならない。
5. 該当する構成国及び eu-LISA はセキュリティインシデントに際して協力するものとする。

第45条 損害賠償責任

1. 違法な処理の運用又はこの規則を遵守しない行為の結果として重大又は無形の損害を被った者又は構成国は、その被った損害について責任を負う構成国から弁償を受ける権利を与えられるものとする。当該構成国は、その損害を発生させた出来事にいかなる責任もないことを証明したとき、責任の全部又は一部を免れるものとする。
2. 構成国がこの規則の下での義務の遵守に失敗したことが EES への損害の原因となったとき、当該構成国は、eu-LISA 又は EES に参加している他の構成国が損害の発生を防止し、または、その影響を最小限とするための合理的な措置を講ずることに失敗したのではない限り、かつその限度において、その損害について責任を負うものとする。
3. 構成国に対する第1項及び第2項にいう損害の賠償請求は、被告構成国の国内法の規定により規律されるものとする。

第46条 eu-LISA と構成国による履歴記録の保管

1. eu-LISA は全ての EES 内のデータ処理動作の履歴記録を保管しなければならない。これらの履歴記録は次を含むものとする:
 - (a) 第9条第2項にいうアクセスの目的;
 - (b) 日付及び時刻;
 - (c) 第16条ないし第19条にいう送信されたデータ;
 - (d) 第23条ないし第27条にいう探索に利用されたデータ;及び
 - (e) データを投入し又は読み出した機関の名称。
2. 第8条に列挙された問合せについては、EES 及び VIS 内で実行された各データ処理動作の履歴記録が本条及び規則(EC) No 767/2008 第34条に従い保管されなければならない。eu-LISA は、特に、職務権限を有する機関がデータ処理動作を一つのシステムから他のシステ

ムに直接立ち上げたとき、該当するデータ処理動作の関連する履歴記録が保管されることを確保しなければならない。

3. 第1項と第2項に加えて、各構成国は EES データを処理する正当に許可された職員の履歴記録を保管しなければならない。

4. 当該履歴記録は、要請の許容性及びデータ処理の適法性を含むデータ保護上の監視のため、及び第43条に基づくデータの安全性を確保するためにのみに利用することができる。これらの履歴記録は無権限のアクセスに対する適切な措置により防護されるものとし、既に開始した監視手続きにそれらが必要とされない限り、第34条にいう保持期間が満了してから1年後に消去されなければならない。

第47条 自己監視

構成国は、EES データへのアクセスの権限を付与された各機関が、この規則を遵守し、かつ、必要な場合、自国の監督機関と協力するために必要な措置を講ずることを確保しなければならない。

第48条 制裁

構成国は、EES の中に投入されたデータのこの規則に反する態様での利用が、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のある制裁によって国内法、規則(EU)2016/679第84条及び指令(EU)2016/680に従い罰せられることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

第49条 データ保護

1. 規則(EC) No 45/2001 が、この規則に基づく eu-LISA による個人データの処理に適用されるものとする。

2. 規則(EC) 2016/679 が、この規則第1条第2項にいう目的での処理を例外として、この規則に基づく各国の機関による個人データの処理に適用されるものとする

3. 指令(EC) 2016/680 が、この規則に基づく構成国の指定された当局によるこの規則第1条第2項にいう目的での個人データの処理に適用されるものとする

4. 規則(EU) 2016/794 が、この規則に基づく Europol による個人データの処理に適用されるものとする。

第 VII 章 データ保護上の権利及び監督

第 50 条 情報提供を受ける権利

1. 規則 (EU) 2016/679 第 13 条の情報提供を受ける権利を害することなく、EES にそのデータが記録されることとなる第三国国民は責任構成国から次を情報提供されなければならない。
 - (a) EES が構成国及び Europol から法執行目的でアクセスされ得るという事実;
 - (b) 査証免除の第三国国民及び FTD の所持者に課された彼らの指紋を採取させる義務;
 - (c) EES への登録の要件に服す全ての第三国国民に課された彼らの顔画像を記録させる義務;
 - (d) データの収集が入国要件の審査にとって必須であること
 - (e) 第三国国民が EES 中の登録、検証又は個人識別特定のために要求された生体特徴データを提供することを拒んだときは入国が拒否されるという事実
 - (f) 第 11 条第 3 項に従い彼らの許可された滞在の最長の残余の期間について情報を受領する権利;
 - (g) EES に記録保存されている個人データが送還の目的で第三国又は別紙 I に列挙された国際機関に、第 41 条第 6 項に従い第三国に、そして第 42 条に従い構成国に移転され得るという事実;
 - (h) その権利の行使のための手続に関する、管理者及び個人データの保護と関係する苦情を聴聞する各国の監督機関又は、適用される場合、欧州データ保護監督官の詳細な連絡先を含む、情報を受領する権利だけではなく、彼らに関するデータへのアクセスを管理者から求める権利、彼らに関する不正確なデータが訂正され、彼らに関する不完全な個人データが補完され、彼らに関する違法に処理されたデータが消去され、又はそれらの処理が制限されることを求める権利が存在すること;
 - (i) 超過滞在のまねく可能性ある不利益だけではなく、EES データが国境の管理及び円滑化の目的でアクセスされ、かつ超過滞在は第 12 条第 3 項にいう個人識別特定された者のリストに彼らのデータが追加されることに自動的に繋がるという事実
 - (j) 入国／出国記録、入国拒否の記録、及び個別ファイルに設定された第 34 条に基づくデータ保持期間

(k) 超過滞在者の、彼らが許可された滞在の期間を超過したのが予見不可能かつ重大な事件のためである旨の証拠を提出した場合に、第 12 条第 3 項にいう個人識別特定された人物のリストから彼らの個人データを消去させる権利

(l) 監督機関に苦情を申し立てる権利

2. 本条第 1 項に規定する情報は、書面で、いかなる適切な手段によっても、簡潔、透明性のある、可読性があり、容易にアクセス可能な様式で提供されるものとし、それは明瞭かつ簡潔な言葉を用いて、該当する者が理解できるか又は合理的に理解することが期待できる言語版で、当該第三国国民が、第 16 条第 17 条又は第 18 条に従い該当する者の個別ファイルが生成される時に彼らの権利について情報提供を受けることを確保するために、利用可能にされなければならない。

3. 委員会は、第 1 項にいう情報を包含するウェブサイトも設置しなければならない。

4. 委員会は、本条第 1 項にいう情報を書き上げる実装行為を採択しなければならない。これらの実装行為は、第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従い採択されなければならない。

5. 委員会は本条第 1 項にいう情報をテンプレートとして提供しなければならない。テンプレートは構成国が追加の構成国に特有の情報により完成させることを可能にするような方法で書き上げられなければならない。構成国特有の情報は、管理者の部局及びデータ保護担当官並びに監督機関の詳細連絡先だけではなく、少なくともデータ主体の権利、監督機関による支援の可能性を含むものとする。委員会は本条第 3 項にいうウェブサイトの仕様及び要件に関する実装行為を採択しなければならない。これらの実装規定は、EES の運用の開始前に、第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従い採択されなければならない。

第 51 条 情報周知キャンペーン

委員会は、監督機関及び欧州データ保護監督官と協力して EES の運用開始にあたり、公衆、特に第三国国民に、EES の目的、EES に記録保存されているデータ、アクセス権限を有する機関及び該当する人物の権利を知らせる情報周知キャンペーンを伴わせなければならない。そのような情報周知キャンペーンは定期的に行われなければならない。

第 52 条 個人データへのアクセス、個人データの訂正、補完及び消去の権利並びにその処理の制限

1. 規則(EU) 2016/679 第 15 条ないし第 18 条に規定する権利に関する第三国国民の請求は、

は、構成国の職務権限を有する機関を相手方とすることができる。

責任構成国又は当該請求がなされた相手先構成国はそのような請求に対して当該請求を受領してから45日以内に応答しなければならない。

2. 個人データの訂正、補完若しくは消去又はその処理の制限の請求が責任構成国以外の構成国に向けられたときは、当該請求がなされた相手先である構成国の機関は、EESにおけるそのデータの正確性及びデータ処理の適法性を請求を受領してから30日以内に確認するものとし、その場合、責任構成国に照会することなしに当該確認をすることができるものとする。それ以外の場合は、請求がなされた相手先の構成国は責任構成国の機関に7日以内に連絡し、責任構成国はデータの正確性及びデータ処理の適法性を当該連絡から30日以内に確認しなければならない。

3. EESに記録されたデータが事実として不正確、不完全又は不適法に記録済であった場合、責任構成国又は、適用される場合、その請求がなされた相手先の構成国は、第35条に従い個人データを訂正し、補完し若しくは消去し又は個人データの処理を制限しなければならない。責任構成国又は、適用される場合、その請求がなされた相手先の構成国は遅滞なく、該当する者に対してその者の個人データを訂正し、補完し若しくは消去し又はそのような個人データの処理を制限するための行動を取ったことを文書で確認しなければならない。

EESに記録された査証関係データが事実として不正確、不完全又は不適法に記録された場合、責任構成国又は、適用される場合、その請求がなされた相手先の構成国は、まずVISに対してそれらのデータの正確性を確認し、必要であれば、それらをEES内で補正しなければならない。VIS内に記録されたデータがEES内のそれと同一であるときは、責任構成国又は、適用される場合、その請求がなされた相手先の構成国は、VIS内にそれらのデータを投入したことに責任を負う構成国の機関に7日以内に連絡しなければならない。VIS内にそれらのデータを投入したことに責任を負う構成国はその査証関係データの正確性及びそのEES内の処理の適法性をそのような連絡から30日以内に確認し、責任構成国又は、その請求がなされた相手先の構成国に通知するものとし、それ(通知を受けた構成国)は、必要なときには、遅滞無く、該当する人物のEES内の個人データを訂正若しくは補完し又はそのようなデータの処理を制限するものとし、又はそのようなデータをEESから、かつ、適用される場合には、第12条第3項にいう個人識別特定された人物のリストから消去しなければならない。

4. 責任構成国又は、適用される場合、その請求がなされた相手先の構成国が、EES内に記録されたデータが事実として不正確、不完全又は不適法に記録されたことに同意しないとき、当該構成国は、遅滞なく、なぜ彼又は彼女に關係する個人データを訂正し、補完し、若しくは

消去するか又はそのようなデータの処理を制限するつもりが無いのか、該当する第三国国民に対し文書で説明する行政的決定を採択しなければならない。

5. 本条第4項に基づき行政的決定を採択した構成国は、該当する第三国国民に対し、彼又は彼女が当該説明を受け入れないときに彼又は彼女が取り得る段階を説明する情報も提供しなければならない。これには、どのように訴え又は苦情を当該構成国の職務権限を有する機関又は法廷に申し立てるのか及び、規則(EU) 2016/679 第51条第1項に従い設置された監督機関からの支援も含み構成国の法、規則及び手続に従い利用可能な支援についての情報を含むものとする。

6. 第1項及び第2項に基づく請求は該当する第三国国民を識別特定するのに必要な最小限の情報を含むものとする。この目的でのみ、十分に正当化され、申請者の身元情報について相当の疑義がある案件については、指紋の提供を要請することができる。当該情報は、当該第三国国民が第1項にいう権利を行使することを可能にするために排他的に利用されるものとし、その後直ちに消去されなければならない。

7. 本条第1項に従いある人物が請求するときはいつでも、責任構成国又は請求がなされた相手先の構成国の職務権限を有する機関は当該請求がなされたことを書面による文書の様式の記録を保管しなければならない。当該文書は当該請求がどのようにどの機関により取り扱われたかを含むものとする。職務権限を有する機関は、当該文書を、規則(EU) 2016/679 第51条第1項に従い設置された監督機関に対して7日以内に利用可能にしなければならない。

第53条 データ保護上の権利の執行の協力

1. 第52条に規定する権利を執行するために構成国の職務権限を有する機関は能動的に協力するものとする。

2. 各構成国において、規則(EU) 2016/679 第51条第1項に従い設置された監督機関は、要請に応じて、データ主体が彼又は彼女に関する個人データを訂正し、補完し若しくは消去し、又はそのようなデータの処理を制限する彼又は彼女の権利を行使するのに際して規則(EU) 2016/679 に従い支援し、及び助言するものとする。

第一副項にいう目的を達成するために、データを移転した責任構成国の監督機関及び請求がなされた相手国の構成国の監督機関は相互に協力するものとする。

第54条 救済

1. 規則(EU)2016/679第77条及び第79条を害することなく、各構成国において、いかなる者も訴え又は苦情をこの規則第52条及び第53条第2項に規定する彼又は彼女に係るデータにアクセスする権利又は、当該データの訂正、補完若しくは消去の権利を拒否した当該構成国の職務権限を有する機関または法廷に申し立てる権利を有するものとする。そのような訴え又は苦情を申し立てる権利は、アクセス、訂正、補完又は消去の請求が第52条に規定する締切り以前に回答されなかったか又はまったくデータ管理者に取り扱われなかった場合にも適用されるものとする。
2. 規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関の支援は、手続き全体を通じて利用可能であり続けるものとする。

第55条 監督機関による監督

1. 規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関が該当する構成国によるEESへの又はEESからの個人データの送信を含むこの規則第II章、第III章、第V章及び第VI章にいう個人データの処理の適法性について独立して監視することを各構成国は確保しなければならない。
2. 規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関は、各国の国境インフラにおけるデータ処理業務についての監査が、関連する国際監査標準に従い少なくともEESの運用開始から3年毎に実施されることを確保しなければならない。その監査の結果は、理事会規則(EU) No 1053/2013¹⁾により設置された仕組みの下実施される評価において考慮に入れることができる。規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関は、データの訂正、補完若しくは消去又は処理の制限の請求の回数、その後取られた行為並びに該当する者からの請求に応じてなされた訂正、補完、消去及び処理の制限の回数を毎年公表しなければならない。
3. 構成国は規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関がこの規則の下委任された職務を達成するのに十分なリソースを有し、生体特徴データについて十分知識がある者からの助言を求める権限があることを確保しなければならない。

¹⁾ シェンゲン協定の適用を確認するための評価及び監視の仕組みを設け、並びに、シェンゲンの評価及び実装に関する独立委員会を設置する1998年9月16日の執行委員会決定を廃止する2013年10月7日の理事会規則(EU) No 1053/2013 (OJ L 295, 6.11.2013, p.27)

4. 構成国は規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関から要求されたいかなる情報も提供するものとし、かつ特に第38条、第39条第1項及び第43条に従い実行された活動についての情報を提供しなければならない。構成国は規則(EU)2016/679第51条第1項に従い設置された監督機関に第46条に従い彼らの履歴記録へのアクセス権限を付与するものとし、いつでも彼らのEESに関係する施設の全てへの入構を許容しなければならない。

第56条 欧州データ保護監督官による監督

1. 欧州データ保護監督官は、eu-LISAのEESに関する個人データ処理活動の監視及び当該活動が規則(EC)No45/2001及びこの規則に従って実行されていることを確保することに責任を負うものとする。
2. 欧州データ保護監督官はeu-LISAの個人データ処理活動の監査が関連する国際的監査標準に従い、少なくとも3年毎に実施されることを確保しなければならない。当該監査の報告書は欧州議会、理事会、委員会、eu-LISA及び各国の監督官に送付されなければならない。eu-LISAはその報告書が採択される前にコメントする機会を与えられなければならない。
3. eu-LISAは欧州データ保護監督官から要求された情報を提供し、彼又は彼女に全ての文書及び第46条にいうその履歴記録へのアクセス権限を与え、かつ彼又は彼女にいかなる時にもその施設の全てへの入構を許容しなければならない。

第57条 各国監督機関及び欧州データ保護監督官間の協力

1. 各国監督機関及び欧州データ保護監督官は、各々彼らの関係する職務権限の範囲内で職務遂行しつつ、彼らそれぞれの責任の範囲内で能動的に協力するものとし、EES及び各国の国境インフラの協調した監督を確保しなければならない。
2. 各国監督機関及び欧州データ保護監督官は、必要に応じ、関連する情報を交換し、監査及び検査を実施するにあたり相互に支援し、この規則の解釈又は適用に関する難点を検討し、独立した監督権の行使又はデータ主体の権利の行使における課題を分析し、問題点への共同解決策に関する協調した提案を書き上げ、データ保護の権利の周知啓発をしなければならない。
3. 第2項の目的で各国監督機関及び欧州データ保護監督官は、規則(EU)2016/679により設置された欧州データ保護委員会(「欧州データ保護委員会」)の枠組みの範囲内で少なくとも年2回会合を持たなければならない。当該委員会によりそれらの会合は負担されかつその運営もなされなければならない。手続き規則は第1回会合で採択されなければならない。さらなる

作業方法は必要に応じ開発されなければならない。

4. 欧州データ保護委員会により活動の共同報告書が欧州議会、理事会、委員会及び eu-LISA に対して 2 年毎に送付されなければならない。当該報告書は各構成国の監督機関により準備された当該構成国についての 1 章を含むものとする。

第 58 条 第 IV 章に従ってアクセスされた個人データの保護

1. 各構成国は、指令(EU) 2016/680 に基づき採択された国内の法、規則及び行政的条項がこの規則第 1 条第 2 項に沿ったその国内の機関による EES へのアクセスにも、そのデータがそのようにアクセスされた者の権利に関しても含んで、適用されることを確保しなければならない。
2. 指令(EU) 2016/680 第 41 条第 1 項に従い設置された監督機関はこの規則第 IV 章に従った構成国による個人データの EES への及び EES からの送信を含む個人データへのアクセスの適法性を監視しなければならない。この規則第 55 条第 3 項及び第 4 項が準用されるものとする。
3. この規則に基づく Europol による個人データの処理は規則(EU) 2016/794 に従い実施されるものとし欧州データ保護監督官により監督されるものとする。
4. 第 IV 章に従い EES 内からアクセスされた個人データは構成国により又は Europol によりそのデータが要請された特定の案件の防止、検知又は捜査の目的にのみ処理されなければならない。
5. EES 中央システム、指定された当局、中央連絡部局及び Europol は指令(EU) 2016/680 第 41 条 1 項に従い設置された監督機関及び欧州データ保護監督官がデータ処理の連合及び各国のデータ保護規範の遵守を監視することを可能にする目的で検索の記録を保管しなければならない。検索の記録だけでなく、当該目的の例外として、個人データは、それらのデータ及び記録が特定の進行中の構成国又は Europol により要請された刑事捜査に必要でない限り、各国及び Europol のファイルから 30 日後に消去されなければならない。

第 59 条 履歴を記録すること及び文書化

1. 各構成国及び Europol は、その要請の許容性を確認し、そのデータ処理の適法性並びにデータの完全性及び安全性を監視し、自己監視する目的で第 IV 章に従った EES への個別アクセス要請の結果の全てのデータ処理動作が履歴記録され又は文書化されることを確保しなければならない。

2. すべての案件において履歴記録又は文書化した結果は次を示すものとする:
 - (a) 該当するテロリスト行為又は重大犯罪行為を含む EES データへの個別アクセス要請の正確な目的及び、Europol については個別アクセス要請の正確な目的;
 - (b) この規則第 32 条第 2 項第 b 号に従った、決定 2008/615/JHA の下、他の構成国との比較をしない合理的な理由;
 - (c) 各国のファイル参照番号;
 - (d) 中央連絡部局から EES 中央システムに対しての個別アクセス要請の日付及び正確な時刻;
 - (e) 照会のための個別アクセスを要請した機関の名称;
 - (f) 適用される場合、この規則第 31 条第 2 項にいう緊急手続きの利用及び事後の検証についてなされた決定;
 - (g) 照会に用いられたデータ;
 - (h) 国内法規又は規則(EU) 2016/794 に従い、検索を実行した官吏及び当該検索を命令した官吏の一意のユーザ識別特定情報
3. 履歴記録及び文書化されたものはデータ処理の適法性を監視し、データの完全性及び安全性を確保する目的のみに利用されなければならない。個人データを含まない履歴記録のみがこの規則第 72 条にいう監視及び評価に利用することができる。指令(EU) 2016/680 第 41 条第 1 項に従い設置された、要請の許容性の確認及びデータ処理の適法性並びにデータの完全性及び安全性を監視する責任を負う監督機関は、それらの履歴記録に対して、その職務を遂行する目的で、その要請により、アクセス権限を有するものとする。

第 VIII 章 その他の連合法規の改正

第 60 条 シェンゲン協定を実装する条約の改正

シェンゲン協定を実装する条約第 20 条を次の通り改正する:

- (1) paragraph 2 is replaced by the following: 第 2 項を次と置き換え:

「2. 第 1 項は各締約当事者のその領域内における外国人 1 人当たりの滞在 180 日間中

90日間を越えて次の通り延長する権利に影響を与えないものとする:

- (a) 例外的な状況下で;又は
- (b) この協定の発効前に締結された2国間協定に従い、かつ第2d項に従い委員会に通知したとき。」

(2) 次の四項を挿入する:

「2a. 締約当事者の領域上の外国人の滞在は、その外国人の請求により、当該締約当事者の職務権限を有する機関に入国時又は彼又は彼女の180日間のうち最も遅くても90日間の滞在期間の最後の平日に申し立てられたとき、第2項第b号に基づき二国間協定に従い延長することができる。

その外国人がいかなる180日間中の90日間に申請を申立てない場合、彼又は彼女の滞在は締約当事者により締結された二国間協定に基づき延長することができ、当該延長から遡って彼又は彼女のいかなる180日間中の90日間の滞在上を越える滞在上は、当該外国人が、当該期間中、彼又は彼女が当該締約当事者の領域上に滞在していたことを証明する信用できる証拠を提示した場合に限り、当該締約当事者の職務権限を有する機関にとって適法と推定することができる。

2b. その滞在上が本条第2項に基づき延長される場合、その締約当事者の職務権限を有する機関は、欧州議会と理事会の規則(EU) 2017/2226(*)により設置された入国／出国システムに収容されている当該外国人の個別ファイルに紐づけられた関連する最新の入国／出国記録に延長に関連したデータを投入しなければならない。そのようなデータは当該規則第19条に従い投入されなければならない。

2c. その滞在上が第2項に基づき延長された場合、該当する外国人は、当該締約当事者の領域上のみでの滞在上が許可されるものとし、当該締約当事者の対外国境から出国しなければならない。その滞在上を延長した職務権限を有する機関は、該当する外国人に、その滞在上延長は該当する外国人が当該締約当事者の領域内のみでの滞在上を許可されたものであること及び彼又は彼女は当該締約当事者の対外国境を出国すべきことを知らせなければならない。

2d. 2018年3月30日までに、締約当事者は、第2項第b号にいう彼らの関係し、適用される二国間協定の条文を委員会に通知しなければならない。締結当事者がこれらの二国

間協定のいずれかを適用することを終了したとき、それを委員会に通知しなければならない。委員会は、少なくとも、それらの修正だけではなく、該当する構成国及び第三国、それらの二国間協定から生ずる外国人の権利を含むそのような二国間協定についての情報を *EU 官報* に公示しなければならない。

(^{*1}) Regulation (EU) 2017/2226 of the European Parliament and of the Council of establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third-country nationals crossing the external borders of the Member States and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement and Regulations (EC) No 767/2008 and (EU) No 1077/2011 (OJ L 327, 9.12.2017, p. 20).」。

第 61 条 規則(EC) 767/2008 の改正

規則(EC) 767/2008 を次のように改正する：

(1) 第 10 条第 1 項を次のように改正し：

(a) 次の号を挿入し：

「(da)適用される場合、査証が、規則(EC) No 810/2009 第 25 条第 1 項第 b 号に基づき制限された領域の有効性を伴い発行されたことを示す情報;」;

(b) 次の号を加え：

「(l) 適用される場合、その第三国国民は、欧州議会及び理事会の指令 2004/38/EC (^{*2})が適用される連合の市民の、又は連合及び構成国を一方の当事者とし、第三国を他方の当事者とする協定の下、連合の市民と同等の支障のない移動の権利を享受している第三国国民の家族の一員であることを示すその人物の状態。

(^{*2}) Directive 2004/38/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the right of citizens of the Union and their family members to move and reside freely within the territory of the Member States amending Regulation (EEC) No 1612/68 and repealing Directives 64/221/EEC, 68/360/EEC, 72/194/EEC, 73/148/EEC, 75/34/EEC, 75/35/EEC, 90/364/EEC, 90/365/EEC and 93/96/EEC (OJ L 158, 30.4.2004, p. 77).」;

(2) 第 13 条に次の一項を加え:

「3. 査証を無効とし又は取り消す決定がなされた場合、当該決定をした査証当局は欧州議会と理事会の規則(EU) 2017/2226^(*))により構築された入国／出国システムに、当該規則第 19 条第 1 項に列挙されているデータを直ちに VIS から読み出しエクスポートしなければならない。

(^(*)) Regulation (EU) 2017/2226 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2017 establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third-country nationals crossing the external borders of the Member States and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement and Regulations (EC) No 767/2008 and (EU) No 1077/2011 (OJ L 327, 9.12.2017, p. 20).」;

(3) 第 14 条に次の一項を加え:

「3. 発行済査証の有効期間、滞在許可期間、又はその双方を延長する決定をした査証当局はただちに VIS から規則(EU) 2017/2226 第 19 条第 1 項に列挙されたデータを読み出し EES にエクスポートしなければならない。」;

(4) 第 15 条を次の通り改正し:

(a) 第 2 項中、第 b 号及び第 c 号を次と置き換え:

「(b) 姓(ファミリーネーム)、名または複数の名前(ギブンネーム);誕生日;国籍又は複数の国籍;性別;

(c) 旅行文書の種類及び番号;旅行文書の発行国の 3 文字コード;及び旅行文書の有効性の満了日;」;

(b) 次の二項を加え:

「4. 規則(EU) 2017/2226 第 24 条に従い査証申請について審査し決定するために EES に照会する目的で、職務権限を有する査証当局は、当該条にいう一又はいくつかのデータを用いて EES を VIS から直接検索するアクセス権限を付与されるものとする。

5. 本条第2項にいうデータを用いた検索の結果、その第三国国民のデータがVISに記録されていないか、又は第三国国民の身元情報について疑義がある場合、職務権限を有する査証当局は第20条に従い、データを個人識別特定のためアクセスする権限を有するものとする。」;

- (5) 第III章に次の一条を挿入し:

「第17a条 **EESとの相互運用性**

1. EESの運用開始から、規則(EU) 2017/2226 第66条第1項に規定するとおり、より高度の国境検問の効率性及び迅速性を確保するためにEESとVIS間の相互運用性が確立されるものとする。その目的で、eu-LISAはEES中央システム及び中央VIS間の安全通信チャネルを確立しなければならない。EESとVIS間の直接の問合せはこの規則及び規則(EU) 2017/2226 がそのように規定するときのみ可能とされるものとする。VISからの査証関係データの読み出し、それらのEESへのエクスポート及びEES中のデータのVISからの更新は該当する機関による該当する運用が立ち上がり次第、自動化された処理となるものとする。
2. 相互運用性は、VISを利用している査証当局がVISからEESへ照会することを次のとおり可能としなければならない:
 - (a) 規則(EU) 2017/2226 第24条及びこの規則第15条第4項にいうとおり査証申請について審査し決定するとき;
 - (b) 査証が無効とされ、取り消され又は延長された場合に規則(EU) 2017/2226 第19条及びこの規則第13条及び第14条に従いVISから査証関係データを直接読み出し、EESにエクスポートするため。
3. 相互運用性はEESを利用する国境当局が次をするためにEESからVISに照会することを可能にしなければならない:
 - (a) 査証所持者の入国／出国記録又は入国拒否記録がEES内に生成され又は更新されるよう、規則(EU) 2017/2226 第14条、第16条及び第18条及びこの規則第18a条に従いVISから査証関係データを直接読み出し、それらをEESにインポートし;
 - (b) 査証が無効とされ、取り消され又は延長された場合に規則(EU) 2017/2226 第19条並びにこの規則第13条及び第14条に従いVISから査証関係データを直接読み出し

それらを EES にインポートし;

- (c) 査証の真正性及び有効性、構成国の領土への入国の要件が欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399(*4)第 6 条に従い充足されているかどうか、又はそれらの全部をこの規則第 18 条第 2 項にいう通り検証し;
- (d) EES に個別ファイルが記録されていない査証免除の第三国国民が規則(EU) 2017/2226 第 23 条及びこの規則第 19a 条に従い VIS に以前登録されていたかどうかを確認し;
- (e) 査証所持者の同一性が指紋を用いて検証されている場合、査証所持者の同一性を規則(EU) 2017/2226 第 23 条第 2 項及び 23 条第 4 項並びにこの規則第 18 条第 6 項に従い指紋を用いて VIS に対して検証する。

4. 規則(EU) 2016/2226 第 13 条にいう EES ウェブサービスの運用のため、VIS は、VIS データの必要最小限のサブセットの片方向の抽出を通じて当該規則第 13 条第 5 項にいう別なリードオンリーデータベースを日次更新しなければならない。

5. 規則(EU) 2017/2226 第 36 条に従い、委員会は相互運用性の確立とハイレベルな設計に必要な措置を講じなければならない。EES との相互運用性を確立するため、管理局は中央 VIS、各構成国の内国インターフェイス、及び VIS と内国インターフェイス間の通信インフラの必要な改良と改造を開発しなければならない。構成国は国内インフラを改造し開発しなければならない。

(*4) Regulation (EU) 2016/399 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on a Union Code on the rules governing the movement of persons across borders (Schengen Borders Code) (OJ L 77, 23.3.2016, p. 1).」。

- (6) 第 18 条を次と置き換え:

「第 18 条 **EES が運用されている国境における検証目的のアクセス**

1. 査証所持者の同一性、査証の真正性、期間及び領域の有効性並びに状況、又は規則(EU) 2016/399 第 6 条に従った構成国の領土への入国の要件が充足されているかどうか、又はそのすべてを検証する目的でのみ、EES が運用されている国境における検問を実行する職務権限を有する機関は、次のデータを用いて検索するために VIS へのアクセス権限を有するものとする:

(a) 姓(ファミリーネーム)、名または複数の名(ギブンネーム);誕生日;国籍又は複数の国籍;性別;旅行文書又は複数の旅行文書の種別及び番号;及び旅行文書又は複数の旅行文書の有効性の満了日;又は

(b) 査証スティッカの番号

2. 本条第 1 項にいう目的のみで、規則(EU) 2017/2226 第 23 条第 2 項に基づき EES への検索が立ち上げられる場合、職務権限を有する国境当局は、本条第 1 項第 a 号にいうデータを用いて EES から直接 VIS に対して検索を立ち上げなければならない。

3. 本条第 2 項からの逸脱として、規則 (EU) 2017/2226 第 23 条第 2 項又は第 4 項に基づき EES への検索が立ち上げられた場合、職務権限を有する国境当局は、EES との相互運用性機能を利用することなく、そのようにすることを特定の状況が必要とする場合、特に、第三国国民の特別な状況のために、本条第 1 項第 b 号にいうデータを用いて検索することがより適切であるか、又は、一時的に、EES データへの照会が技術的に不可能な場合、又は EES の障害の場合、VIS を検索することができる。

4. 第 1 項に列挙されたデータによる検索の結果、データが、有効期限内かつ国境通過のための地域的有效範囲内である 1 又はそれ以上の発行済又は延長された査証について、VIS 中に記録保存されていることを示したとき、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、第 8 条第 4 項に基づく申請ファイルまたは紐づけられたファイルについてだけではなく、該当する申請ファイルに含まれる次のデータを照会するアクセス権限を付与されるものとする:

(a) 第 9 条第 2 項及び第 4 項にいう状態の情報、及び申請書式から得られたデータ;

(b) 写真;

(c) 第 10 条、第 13 条及び第 14 条にいう、かつ発行され、無効とされ若しくは取り消されたか、又は有効性が延長された査証(又は複数の査証)に関して投入されたデータ。

加えて、一定のデータが法的理由により提供する義務が無い、又は事実として提供できない査証所持者については、EES が運用されている国境における検問を実行する職務権限を有する機関は、「適用無」とマークされるべき該当する特定のデータフィールドまたは複数のフィールドに関する通知を受領するものとする。

5. その人物のデータが VIS に記録されているが有効な査証が記録されていないことを示すとき、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、

本条第1項にいう目的でのみ、第8条4項に基づく申請ファイルまたは紐づけられたファイルだけではなく、次の申請ファイルまたは複数のファイルに含まれるデータを照会する権限を付与されるものとする。

- (a) 第9条第2項及び第4項にいう状態の情報及び申請書式から得られたデータ;
- (b) 写真;
- (c) 第10条、第13条及び第14条にいう、かつ発行され、無効とされ若しくは取り消されたか、又は有効性が延長された査証(又は複数の査証)に関して投入されたデータ。

6. 本条第1項の下実行された問合せに加えて、EESが運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、本条第1項のデータによる検索の結果、その人物のデータが VIS に記録されており、かつ次の要件の一つが満たされたことが示されるとき、VIS に対して人物の同一性を検証しなければならない。

- (a) 次の理由で規則(EU) 2017/2226 第23条第2項に従い人物の同一性が EES に対して検証できない:
 - (i) 査証所持者が未だ EES に登録されていない;
 - (ii) 規則(EU)2017/2226 第23条第2項に従い指紋を用いて、同一性が該当する国境通過地点で検証されている;
 - (iii) 査証所持者の身元情報について疑義がある;
 - (iv) その他の理由
- (b) その人物の同一性が EES に対して検証できるが規則(EU) 2017/2226 第23条第5項が適用される。

EESが運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、査証所持者の指紋を VIS に記録されている指紋に対して検証しなければならない。指紋が利用できない査証所持者については、第1項にいう検索は、第1項に規定される英数字データのみにより実行しなければならない。

7. 第6項に規定されている VIS に対する指紋の検証の目的で、職務権限を有する機関は EES から VIS への検索を起動することができる。

8. 査証所持者又は査証の検証が失敗した場合又は査証所持者の同一性又は査証若しくは旅行文書の真正性に疑義がある場合、EES が運用されている国境において検問を実行するために正当に許可された職務権限を有する機関の職員は第20条第1項及び第2項に従いアクセス権限を有するものとする。」;

(7) 次の一条を挿入し:

「第18a条 査証所持者の入国／出国記録又は入国拒否の記録の生成若しくは更新のためのVISデータの読み出し

規則(EU)2017/2226第14条第2項、第16条及び第18条に従ったEES中の査証所持者の入国／出国記録又は入国拒否の記録を生成し若しくは更新する目的にのみ、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、VIS に記録保存されている第16条第2項第c項ないし第f項に列挙されているデータを読み出し、EES にインポートするアクセス権限を付与されるものとする。」;

(8) 次の一条を挿入し:

「第19a条 査証免除の第三国国民の個別ファイルのEES中の生成前のVISの利用

1. ある人物が以前VISに登録済かどうかを確認する目的で、規則(EU)2016/399に従い対外国境通過地点において検問を実施する職務権限を有する機関は、規則(EU)2017/2226第17条に規定されるとおり査証免除の第三国国民の個別ファイルをEES中に生成する前に、VISに照会しなければならない。

2. 本条第1項の目的で、規則(EU)2017/2226第23条第4項が適用され当該規則第27条にいう検索の結果第三国国民のデータがEESに記録されていないことが示される場合、EESが運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、次のデータを用いてVISを検索するためのアクセス権限を有するものとする;姓(ファミリーネーム);名または複数の名(ギブンネーム);誕生日;国籍又は複数の国籍;性別;旅行文書の種別と番号;旅行文書の発行国の3文字コード;及び旅行文書の有効性の満了日。

3. 本条第1項にいう目的のみで、規則(EU)2017/2226第23条第4項に基づきEESに立ち上げられた検索に引き続き、EESが運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、本条第2項に規定されている英数字データを用いて直接EESからVISに検索を起動することができる。

4. 加えて、第2項にいうデータによる検索の結果、第三国国民に関するデータが VIS に記録されていることが示されたとき、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、その第三国国民の指紋を VIS に記録されている指紋に対して検証しなければならない。当該機関は EES から検索を起動することができる。その指紋が利用できない第三国国民については、その検索は第2項に規定されている英数字データのみにより実行されなければならない。

5. 本条第2項に列挙されているデータによる検索及び本条第4項の下実行された検証の結果その人物のデータが VIS に記録されていることが示されたとき、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は、本条第1項にいう目的のみ、第8条第4項に基づき、申請ファイルまたは複数の紐づけられたファイルだけではなく、該当する申請ファイルに含まれている次のデータを照会するアクセス権限を付与されるものとする、

- (a) 第9条第2項及び第4項にいう、状態の情報及び申請書様式から得られたデータ；
- (b) 写真；
- (c) 第10条、第13条及び第14条にいう、発行され、無効とされ若しくは取り消された査証又は複数の査証又はその有効性が延長された査証又は複数の査証に関して投入されたデータ。

6. 本条第4項又は第5項に規定されている検証に失敗し、又は人物の同一性若しくは旅行文書の真正性について疑義がある場合、EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関の正当に許可された職員は第20条1項及び第2項に従いデータへのアクセス権限を有するものとする。EES が運用されている国境において検問を実行する職務権限を有する機関は第20条にいう個人識別特定を EES から起動することができる。」；

- (9) 第20条第1項中、第1副項を次と置き換え：

「1. VIS に以前に登録済かもしれないか又は、又は構成国の領土への入国、又は領域上の滞在又は居住の要件を充足しておらず、又はもはや充足していないかもしれない人物の識別特定の目的でのみ、構成国の領土への入国、又は領域上の滞在又は居住の要件を充足しているかどうかを EES が運用されている構成国の国境において、又は領域内で検問を実行する職務権限を有する機関は、当該人物の指紋により VIS 中を検索するアクセス権限を有するものとする。」；

(10) 第26条中、次の一項を挿入し:

「3a 2018年6月30日から、管理局は第3項にいう職務に責任を負うものとする。」;

(11) 第34条を次のように改正する:

(a) 第1項を次と置き換え:

「1. 各構成国及び管理局はVIS内の全てのデータ処理動作の記録を保管しなければならない。それらの記録は次を示さなければならない:

- (a) 第6条第1項及び第15条ないし第22条にいうアクセスの目的;
- (b) 日付及び時刻;
- (c) 第9条ないし第14条にいう送信されたデータの種別
- (d) 第15条第2項、第17条並びに第18条1項及び第6項、第19条第1項、第19a条第2項及び第4項、第20条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項にいう探索に用いられたデータの種別;及び
- (e) そのデータを投入し又は読み出す機関の名称。

加えて、各構成国は、そのデータを投入し読み出すことを正当に許可された職員の記録を保管するものとする。」;

(b) the following paragraph is inserted: 次の一項を挿入する:

「1a. 第17a条に列挙される運用のため、VIS及びEES内で実行された各データ処理の動作の記録はこの条及び規則(EU) 2017/2226第46条に従い保管されなければならない。」。

第62条 規則(EU) No 1077/2011 の改正

規則(EU) No 1077/2011 を次の通り改正する:

(1) 第1条中、第2項を次の通り置き換え:

「2. 局は第二世代シェンゲン情報システム(SIS II)、査証情報システム(VIS)、Eurodac 及

び欧州議会及び理事会の規則(EU) 2017/2226 (*⁵)により構築された入国／出国システム (EES)の運用管理に責任を負うものとする。

(*⁵) Regulation (EU) 2017/2226 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2017 establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third-country nationals crossing the external borders of the Member States and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement and Regulations (EC) No 767/2008 and (EU) No 1077/2011 (OJ L 327, 9.12.2017, p. 20).」;

- (2) 次の一条を挿入し:

「第 5a 条 **EES に関する職務**」

EES に関して、局は次を遂行しなければならない:

- (a) 規則(EU)2017/2226 により課された職務
- (b) EES の技術的利用についての訓練に関する職務。」

- (3) 第 7 条中、第 5 項及び第 6 項を次に置き換え:

「5. 通信インフラの運用管理に関する職務は、欧州議会及び理事会の規則(EU, Euratom) No 966/2012 (*⁶)に従い外部の私的分野の者又は組織に委託することができる。そのような場合、ネットワークプロバイダは、本条第 4 項にいう安全性確保措置に拘束されなければならない、いかなる手段によっても、SIS II、VIS、Eurodac 若しくは EES の運用上のデータ、又は SIS II に関連する SIREN データ交換へのアクセス権限を有してはならない。

6. SIS II、VIS、Eurodac 及び EES のネットワークについての既存の契約を害することなく、暗号化キーの管理は、局の職務権限の範囲内に留保されなければならない、いかなる外部の私的分野の者にもアウトソースされてはならない。

(*⁶) Regulation (EU, Euratom) No 966/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on the financial rules applicable to the general budget of the Union and repealing Council Regulation (EC, Euratom) No 1605/2002 (OJ L 298, 26.10.2012, p. 1).」;

- (4) 第 8 条中、第 1 項を次に置き換え:

「1. 局は、SIS II、VIS、Eurodac、EES 及びその他の大規模 IT システムの運用管理に関連する研究の進展を監視しなければならない。」;

(5) 第 12 条中、第 1 項を次のように改正し:

(a) 次の一号を挿入し:

「(sa) 規則(EU) 2017/2226 第 72 条第 2 項に基づき EES の開発についての報告書を採択し;」;

(b) 第 t 号を次と置き換え:

「(t) 規則(EC) No 1987/2006 第 50 条第 4 項及び決定 2007/533/JHA 第 66 条第 4 項に基づく SIS II、規則(EC) No 767/2008 第 50 条第 3 項及び決定 2008/633/JHA 第 17 条第 3 項に基づく VIS 及び規則(EU) 2017/2226 第 72 条第 4 項に基づく EES の技術的機能についての報告書を採択し;」;

(c) 第 v 号を次と置き換え:

「(v) 欧州データ保護監督官の規則(EC) No 1987/2006 第 45 条第 2 項、規則(EC) No 767/2008 第 42 条第 2 項、規則(EU) No 603/2013 第 31 条第 2 項及び規則(EU) 2017/2226 第 56 条第 2 項に基づく監査についての報告書に、所見を述べ、そしてそれらの監査への適切なフォローアップを確保し;」;

(d) 次の一号を挿入し:

「(xa) 規則(EU) 2017/2226 第 63 条に基づき EES に関する統計を公示し;」;

(e) 次の一号を挿入し:

「(za) 規則(EU) 2227/2226 第 65 条第 2 項に基づき職務権限を有する機関のリストの年次公示を確保し;」

(6) 第 15 条中、第 4 項を次に置き換え:

「4. Europol 及び Eurojust は、決定 2007/533/JHA の適用に関して SIS II に関する問題が議題に上程されているとき、運用委員会にオブザーバーとして参加すること

ができる。Europol は、決定 2008/633/JHA の適用に関して VIS に関する問題が議題に上程されているとき、規則(EU) No 603/2013 の適用に関して Eurodac に関する問題が議題に上程されているとき、又は規則(EU) 2017/2226 の適用に関して EES に関する問題が議題に上程されているときも、運用委員会にオブザーバーとして参加することができる。」;

(7) 第 17 条を次のように改正し:

(a) 第 5 項中、第 g 号を次に置き換え:

「(g) 職員規則第 17 条を害することなく、規則(EC) No 1987/2006 第 17 条、決定 2007/533/JHA 第 17 条、規則(EC) No 767/2008 第 26 条第 9 項、規則(EU) No 603/2013 第 4 条第 4 項及び規則(EU) 2017/2226 第 37 条第 4 項を遵守するために秘密保持要件を設定し;」

(b) 第 6 項に、次の一号を加え:

「(k) 規則(EU)2017/2226 第 72 条第 2 項にいう EES の開発の進捗状態の報告書。」;

(8) 第 19 条を次のように改正する:

(a) 第 1 項中、次の一号を挿入し:

「(da)EES 諮問グループ;」;

(b) 第 3 項を次に置き換える:

「3. Europol 及び Eurojust はそれぞれ SIS II 諮問グループにその代表者を任命することができる。Europol は VIS、Eurodac、及び EES の諮問グループにも代表者を任命することができる。」。

第 IX 章 最終条項

第 63 条 報告及び統計のためのデータの利用

1. 構成国の職務権限を有する機関、委員会及び eu-LISA の正当に授権された職員は、

報告及び統計の目的のみで、個人の識別特定を許さず、かつ第 10 条第 2 項にいう非差別に関連する安全防護措置に従い、次のデータに照会するためのアクセス権限を有するものとする:

- (a) 状態の情報;
- (b) 第三国国民の国籍、性別及び誕生年;
- (c) 構成国への入国の日付及び国境通過地点並びに構成国からの出国の日付及び国境通過地点;
- (d) 旅行文書の種別及び発行国の 3 文字コード;
- (e) 第 12 条にいう超過滞在者の人数、超過滞在者と特定された者の国籍及び入国の国境通過地点;
- (f) 取り消された滞在又は有効性が延長された滞在に関して投入されたデータ;
- (g) 適用される場合、査証を発行した構成国の 3 文字コード;
- (h) 第 17 条第 3 項及び第 4 項に基づき指紋を提供する要件から免除された者の人数;
- (i) 入国を拒否された第三国国民の人数、入国を拒否された第三国国民の国籍、入国が拒否された国境通過地点の国境の種別(陸路、空路又は海路)及び第 18 条第 6 項第 d 号にいう入国が拒否された理由。

規則(EU)2016/1624¹⁾により設立された欧州国境沿岸警備局の正当に授権された職員は、当該規則第 11 条及び第 13 条にいうリスク分析及び脆弱性評価を実施する目的で本項第 1 副項にいうデータに照会するためのアクセス権限を有するものとする。

2. 本条第 1 項の目的で、eu-LISA は、本条第 1 項にいうデータを収容するその技術的サイトに中央レベルのデータ保管庫を設置し、実装し、ホストするものとする。当該データ保管庫は、個人の識別特定を許容してはならないが、本条第 1 項に列举されている機関が、国境検問の効率性を向上し、査証申請を領事が処理するのを支援し、連合の移住に関する証拠を基にした政策策定を支援するために、第三国国民の入国及び出国、入国の拒否及び超過滞在につ

¹ 欧州国境沿岸警備に関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399 を改正し、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定 2005/267/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 9 月 14 日の規則(EU) 2016/1624 (OJ L 251, 16.9.2016, p.1)

いてカスタマイズできる報告及び統計を得ることを許容するものとする。データ保管庫は第4項にいうデータについての日次統計も包含するものとする。当該データ保管庫へのアクセス権限は、TESTA を通じた安全なアクセス手段により、報告及び統計の目的のみで、アクセス及び特定のユーザプロファイルの統制下に付与されるものとする。当該データ保管庫の詳細な運用の規則並びにそれに適用されるデータ保護及び安全性の規範は、第68条第2項にいう審査手続きに従い採択されるものとする。

3. 第72条第1項にいうEESの開発と機能を監視するために eu-LISA により整備された手続きは、当該監視を確保するための定期的統計を作成する可能性を包含するものとする。

4. 毎4半期、eu-LISA は、指紋を提供する要件を免除された第三国国民の人数だけではなく、超過滞在者、入国を拒否された第三国国民(その場合、拒否理由を含む)、及び、その滞在許可が取り消され又は延長された第三国国民の、人数、国籍、年齢、性別、滞在期間及び国境通過地点を示す EES についての統計を公示するものとする。

5. 毎年末、当該年の年次報告書に統計データは編纂されるものとする。統計は、各構成国別の明細データを包含するものとする。その報告書は公示され、欧州議会、理事会、委員会、欧州国境沿岸警備局、欧州データ保護監督官及び各国の監督機関に送付されるものとする。

6. 委員会の求めに応じ、eu-LISA は、第3項に基づく統計だけではなく、この規則の実装に関係する特別な側面についての統計を提供しなければならない。

第64条 費用

1. EES 中央システム、通信インフラ、NUI、ウェブサービス及び第63条第2項にいうデータ保管庫の構築と運用に関連して発生する費用は連合の一般予算により負担されるものとする。

2. NUI をホストするのに関連するものだけではなく、既存の各国の国境インフラの統合及びその NUI への接続に関連して発生する費用は連合の一般予算により負担されるものとする。

次の費用は除外される:

- (a) 構成国のプロジェクト管理部門(会合、旅費、事務所);
- (b) 各国 IT システムのホスティング(空間、実装、電気、冷却);
- (c) 各国 IT システムの運用(運用人員及び保守契約);
- (d) 各国の入国-出国システムのための既存の国境検問及び警察システムのカスタマイズ;

- (e) 各国の入国-出国システムのプロジェクト管理;
 - (f) 各国の通信ネットワークの設計、開発、実装、運用及び保守;
 - (g) 自動化国境統制システム、セルフサービスシステム及びイー・ゲイト。
3. 第29条及び第30条にいう中央連絡部局に発生する費用は、各構成国及びEuropolのそれぞれにより負担されるものとする。それらの中央連絡部局のNUI及びEESへの接続の費用は各構成国及びEuropolのそれぞれにより負担されるものとする。
4. 各構成国及びEuropolは、それぞれの費用で、第IV章を実装するために必要な技術的インフラを設置し保守するものとし、当該目的でEESにアクセスするために生じた費用を負担する責任を負うものとする。
5. 本条の第1項ないし第4項に示す費用を賄うために規則(EU) No 515/2014の第5条第5項(b)に示す枠から支出される資金は、eu-LISAが負担する費用に関する間接管理の下で、及び、構成国が負担する費用に関する共同管理の下で実装される。

第65条 通知

1. 構成国は第39条にいう管理者と見做される機関を委員会に通知しなければならない。
2. 構成国はデータを投入し、修正し、補完し、消去し、照会又は検索するためのアクセス権限を有する第9条第2項にいう職務権限を有する機関を委員会及びeu-LISAに通知しなければならない。第66条に従いEESが運用を開始した3か月後、eu-LISAはこれらの機関を集約したリストをEU官報に公示しなければならない。構成国は遅滞なくそれらへの変更も通知しなければならない。そのような変更の場合、eu-LISAは当該情報の更新された集約版を年に一度公示しなければならない。
3. 構成国は第29条にいう彼らの指定された当局及び彼らの中央連絡部局を委員会及びeu-LISAに通知し、かつそれらの修正を遅滞なく通知しなければならない。
4. Europolは第30条にいうその指定する機関及びその中央連絡部局を委員会及びeu-LISAに通知し、かつそれらの修正を遅滞なく通知しなければならない。
5. eu-LISAは、第66条第1項第b号にいう試験の成功裏の完了を委員会に通知しなければならない。
6. 委員会は第1項、第3項及び第4項にいう情報をEU官報に公示しなければならない。それらの変更の場合、委員会は当該情報の更新された集約版を年に一度公示しなければならない。

い。委員会は当該情報を含む継続的に更新された公開ウェブサイトを維持しなければならない。

第 66 条 運用の開始

1. 次の要件が充足した後、委員会は EES が運用開始する日付を決定しなければならない:
 - (a) 第 36 条並びに第 54 条第 4 項及び第 5 項にいう措置が採択済であり;
 - (b) eu-LISA が構成国と協力して実施する EES の包括的試験の成功裏の完了を eu-LISA が宣言済であり;
 - (c) 第 16 条ないし第 20 条にいうデータを収集し EES へ送信するための技術的及び法的取り扱いを検証済であり、その旨委員会に通知済であり;
 - (d) 第 65 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項にいうとおり構成国が委員会に通知済である。
2. EES は次の構成国により運用されなければならない:
 - (a) シェンゲン協定を完全に適用している構成国;及び
 - (b) シェンゲン協定を完全には適用していないが、次の要件の全てを充足する構成国:
 - (i) 適用されるシェンゲン評価手続きに従った検証が成功裏に完了済であり;
 - (ii) SIS に関するシェンゲン協定の条項が関連する加盟協定に従って発効済であり;及び
 - (iii) この協定に定義される EES の運用に必要な VIS に関するシェンゲン協定の条項が関連する加盟協定に従って発効済である。
3. 第 2 項の適用が無い構成国は、第 1 項第 b 号、第 c 号及び第 d 号並びに第 2 項第 b 号にいう要件を充足し次第 EES に接続されなければならない。委員会は、それらの構成国において EES が運用を開始することになる日付を決定しなければならない。
4. 委員会は第 1 項第 b 号に基づき実施された試験の結果について欧州議会及び理事会に情報提供しなければならない。
5. 第 1 項及び第 3 項にいう委員会決定は *EU 官報* に公示されなければならない。
6. 構成国と Europol は第 1 項に従い委員会により決定された日付又は、適用される場合第 3

項に従い、EES の利用を開始しなければならない。

第 67 条 セウタ及びメリリャ

この規則の条項は、1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する条約へのスペイン王国の加盟に関する協定の最終合意文書中のセウタ及びメリリャの両都市に関するスペイン王国の宣言に定めるセウタ及びメリリャの諸都市に適用される特別規定に影響しない。

第 68 条 コミッティ手続き

1. 委員会はコミッティ(committee)により支援されるものとする。当該コミッティは規則(EU) No 182/2011 の意味におけるコミッティである。
2. この項が参照される場合、規則(EU) No 182/2011 第 5 条が適用されるものとする。

第 69 条 諮問グループ

諮問グループが、eu-LISA により、EES に関係する専門知識を、特にその年次作業計画及びその年次活動報告の準備の文脈で eu-LISA に提供するために、設置されなければならない。EES の設計及び開発段階においては、第 37 条第 2 項が適用される。

第 70 条 訓練

eu-LISA は規則(EU) No 1077/2011 に従い EES の技術的利用の訓練の提供に関係する職務を遂行しなければならない。

第 71 条 実務的ハンドブック

委員会は、構成国、eu-LISA 及びその他の部局と緊密な協力の上、EES の実装及び管理のための実務的ハンドブックを利用可能にしなければならない。その実務的ハンドブックは、技術的及び運用上のガイドライン、勧奨事項及びベストプラクティスを掲載しなければならない。委員会はその実務的ハンドブックを勧告の様式で採択しなければならない。

第 72 条 監視と評価 Monitoring and evaluation

1. eu-LISA は、計画と費用に関する目的に照らして EES の開発を監視し、かつ技術的成果、

費用の妥当性、安全性及びサービス品質に関連する目的に照らして EES の機能を監視するために手続きが整備されていることを確保しなければならない。

2. 2018年6月30日までに、そしてその後毎6ヶ月 EES の開発段階中、eu-LISA は、EES 中央システム、統一インターフェイス及び EES 中央システムと統一インターフェイス間の通信インフラの開発の最新状況について欧州議会及び理事会に報告書を提出しなければならない。当該報告書は、発生した費用についての詳細な情報及び第64条第1項及び第64条第2項第1副項に従い連合の一般予算により負担される EES の全体の費用に影響を与え得るリスクについての情報を含まなければならない。EES の開発後、eu-LISA は、欧州議会と理事会に対し、目的、特に計画及び費用に関係するものが、乖離の正当化だけでなく、いかに達成されたかを詳細に報告する報告書を提出しなければならない。

3. 技術的保守の目的で、eu-LISA は、EES 中で実行されるデータ処理の動作に関連する必要な情報へのアクセス権限を有するものとする。

4. EES の運用開始から2年後及びその後毎2年、eu-LISA は、は欧州議会、理事会及び委員会に対して EES の安全性を含み、EES の技術的機能についての報告書を提出しなければならない。

5. EES の運用開始から3年後及びその後毎4年、委員会は EES の全体評価書を作成しなければならない。この全体評価書は次を含むものとする：

- (a) この規則の適用の評価；
- (b) 目的に対して達成された成果及び基本権への影響の検討；
- (c) EES の基本的根拠の継続的な有効性の評価；
- (d) EES が適切に機能するために用いられる生体特徴データの適切性(adequacy)の評価；
- (e) 第21条第2項にいう例外的状況における証印の利用の評価；
- (f) EES の安全性の評価；
- (g) 国境通過地点における交通の流れにおける不均衡な影響及び連合予算についての財政的影響を含むあらゆる潜在的問題の評価

その評価は必要な勧告も含むものとする。委員会はその評価報告書を欧州議会、理事会、欧

州データ保護監督官及び理事会規則(EC) No 168/2007¹⁾により設置された欧州連合基本権局に送付するものとする。

それらの評価は、第 60 条にいう条項によりなされた利用の頻度 — これらの条項を利用した第三国国民の構成国あたりの人数、彼らの国籍及び彼らの滞在の平均期間 — と実務的な潜在的問題の観点での評価も含むものとし、欧州連合の査証政策における関連する進歩を勘案するものとする。最初の評価報告書は、第 60 条にいう条項をフェイズアウトし、連合法規で置き換える観点での選択肢を含むことができる。それは、適切な場合、第 60 条にいう条項を修正する法案に添付されるものとする。

6. 構成国と Europol は、eu-LISA 及び委員会に第 4 項及び第 5 項にいう報告書を起案するのに必要な情報を委員会、eu-LISA 又はその双方により事前に定義された量的指標に従い提供するものとする。この情報は、指定された当局の作業の手法を危うくし、又は情報源、職員又は捜査を明らかにする情報を含んではならない。

7. eu-LISA は委員会に第 5 項にいう全体評価書を作成するのに必要な情報を提供するものとする。

8. 機微な情報の公開についての国内法の規定を尊重しつつ、各構成国と Europol は法執行目的の EES データへのアクセスの有効性について、次の情報及び統計を含む年次報告書を準備しなければならない：

- (a) 個人識別特定の目的又は入国／出国記録のために照会が実行されたかどうか及びその照会に繋がったテロリスト行為又は重大犯罪行為の種別；
- (b) 該当する人物がこの規則の範囲内であるとの疑いを裏付ける理由
- (c) この規則第 32 条第 2 項第 b 項に従い、決定 2008/615/JHA の下、他の構成国の自動化指紋識別特定システムへの照会を立ち上げなかった理由
- (d) 法執行目的での EES への個別アクセス要請の回数
- (e) 法執行目的での EES への個別アクセスが個人識別特定の成功につながった案件の回数と種別；
- (f) the number and type of cases in which the urgency procedures referred to in Article 31(2) and in

¹ 基本権のための欧州連合局を創設する 2007 年 2 月 15 日の理事会規則(EC) No 168/2007 (OJ L 53, 22.2.2007, p. 1)

the second subparagraph of Article 32(2) were used, including those cases where that urgency was not accepted by the ex post verification carried out by the central access point. 第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項第 2 副項にいう緊急手続きが利用された、当該緊急性が中央連絡部局により実施された事後の検証により認められなかった案件を含む案件の回数と種別。

本項にいう統計を生成する目的での本項第 1 副項に列挙されているデータの収集を促進するための技術的解決策が構成国にとって利用可能にされるものとする。委員会は当該技術的解決策の仕様に関する実装行為を採択しなければならない。これらの実装行為は第 68 条第 2 項にいう審査手続きに従い採択されなければならない。

構成国及び Europol の年次報告書は委員会に対して翌年 6 月 30 日までに送付されなければならない。

第 73 条 施行及び適用可能性

この規則はその EU 官報上の公示の翌日から 20 日目に発効する。

この規則は、その第 66 条第 1 項に従い委員会により決定された日付から、2017 年 12 月 29 日から適用される次の条項を例外として適用される:この規則第 5 条、第 36 条、第 37 条、第 43 条、第 51 条;規則(EC) No 767/2008 第 17a 条第 5 項に関して、この規則 61 条第 5 項;規則(EC) No 767/2008 第 26 条第 3a 項に関して、この規則 61 条第 10 項;この規則第 62 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条、第 68 条、第 69 条及び第 70 条並びに第 72 条第 2 項。

この規則は、欧州連合設立諸条約に従い、その全部について構成国を拘束し、かつ直接適用される。

2017 年 11 月 30 日にブリュッセルで行われた。

欧州議会として

理事会として

議長 A. TAJANI

議長 M. MAASIKAS

別紙 I

第 41 条第 2 項にいう国際機関

1. UN organisations (such as the UNHCR); 国連の組織(例えば UNHCR);
 2. The International Organization for Migration (IOM); 国際移住機関(IOM);
 3. The International Committee of the Red Cross. 赤十字国際委員会。
-

別紙 II

有効な FTD に基づき国境を通過する第三国国民のための特別規定

- (1) この規則第 16 条第 1 項ないし第 3 項からの逸脱として、有効な FTD に基づき国境を通過する第三国国民について、国境当局は:
 - (a) この規則第 17 条第 1 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号にいうデータを含む個別ファイルを生成又は更新しなければならない。加えて、彼らの個別ファイルは、該当する第三国国民が FTD を所持していることを示すものとする。当該表記の結果、自動的に入国／出国記録への FTD の多重入国の特徴の追加となり、
 - (b) 有効な FTD に基づきなされた各入国について、その入国が FTD に基づきなされたことの表記だけではなく、この規則第 16 条第 2 項第 a 号、第 b 号及び第 c 号に規定するデータを入国／出国記録に投入しなければならない。

通過の最長期間を計算するために、入国の日付と時刻は当該期間の開始点と見做す。許可された通過の満了の日付と時刻は、規則(EC)693/2003 第 3 条第 2 項に従い、EES により自動的に計算されるものとする。

- (2) 加えて、FTD を根拠とする最初の入国時点で、FTD の有効性の満了の日が入国／出国記録に投入されるものとする。
- (3) 第 16 条第 3 項及び第 4 項は、必要な修正を加えて FTD を所持する第三国国民に適用されるものとする。
- (4) EES が運用されている国境及び構成国の領土内の検証において、有効な FTD に基づき

国境を通過する第三国国民は、査証免除の第三国国民に適用されるこの規則第23条及び第26条並びに規則(EC) No 767/2008の第19a条の下規定されている検証及び個人識別特定に、必要な修正を加えて、服すものとする。

- (5) 有効な FTD に基づき国境を通過する第三国国民には、第1項ないし第4項は、次の全ての要件が合致する場合に限り、適用されないものとする：
- (a) 彼らが鉄道により通過し；かつ
 - (b) 構成国の領土内で下車しない。
-